

第六十八回国会
衆議院

内閣委員會議録第十九号

昭和四十七年五月十二日(金曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 伊能繁次郎君

理事 加藤 陽三君
理事 坂村 吉正君
理事 山口 敏夫君
理事 伊藤惣助丸君
理事 阿部 文男君
理事 等岡 喬君
理事 中山 利生君
理事 鈴木 康雄君
理事 東中 光雄君

佐藤 文生君
塩谷 一夫君
大出 俊君
和田 耕作君
天野 公義君
辻 寛一君
木原 実君
受田 新吉君

出席國務大臣

外務大臣 福田 赳夫君
郵政大臣 廣瀬 正雄君
郵政大臣官房長 鹿取 泰衛君
外務大臣官房長 吉野 文六君
外務省アメリカ局長 森田 行正君
郵政大臣官房電氣通信監理官 柏木 輝彦君
郵政省郵務局長 溝呂木 繁君
郵政省電波監理局長 藤本 榮君
郵政省人事局長 北 雄一郎君
郵政省經理局長 浅見 喜作君

委員外の出席者

大蔵省主計局主計官 金子 太郎君
大蔵省銀行局総務課長 磯辺 律男君
郵政省貯金局次長 滝本 哲郎君
郵政省簡易保険局長 東城真佐男君

日本電信電話公社
社長 遠藤 正介君
社務局長 本田 敬信君
内閣委員会調査室長

委員の異動
五月十二日

補欠選任
石橋 政嗣君
補欠選任
土井たか子君
補欠選任
石橋 政嗣君
補欠選任
土井たか子君

本日の會議に付した案件

郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

○伊能委員長 これより會議を開きます。
郵政省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。和田耕作君。

○和田(耕)委員 郵政の仕事はますますふえていくという状況であることはよくわかるわけですが、それにしては定員は変わらないという状況になります。いままでの業務量が増大してある状況と、それに対して一定の人員で対処しておる対処のしかたと、この実情の問題をお聞きしたいと思ひます。

○廣瀬國務大臣 ただいま和田委員の御質問は、東京郵政二分割の問題だろうと拝察いたします。形の上から申しますと、なるほど全体の定員はそ

うにわかにはふえるというわけじゃないかもしれませんが、トップが二人になりますことは事実でございます。それから二つの郵政局になりますわけでございますから、それに応じて、よその郵政局からも配置転換をいたしまして、独立の郵政局にふさわしい人員には漸次持つていかなくちゃならぬというふうな考え方でございますが、いままでが御承知のように七万人の従業員を擁しておりましたものですから、管理能力と申しますか、掌握能力、そういう点から申しまして限度以上でございまして、なかなか仕事の運営がうまくいかない。そして郵便物のほうも、全国には郵政局が十ございまして、十分の一程度の取り扱いをやるのが理想的でございまして、郵便物の例をとりますと、全国の四割程度が東京郵政局の關係でございまして、それから、いまおかげさまで郵便物の配達の流れが全くなつてしまつたわけでございますけれども、遅配の多かつたときは、全国の遅配の六割は東京郵政局關係であつたというふうな実態でございまして、そういうふうなことで、実際仕事がいよいよ、成績が向上されまいというふうなことを、私、痛感いたしました。

これは十年來の郵政省の悲願であつたわけでございます。まして、他の官庁あるいは政府關係の機關は、いずれも東京には東京と関東という二つの中樞機關を持つておりますけれども、郵政省だけは、ビルドするためにはスクラップを出さなければならぬという問題もございまして、なかなか容易に悲願の達成ができなかつたわけでございます。今回、幸いに政府全体も承してくれまして、スクラップを出さずに、現業官庁であるからという特殊な事由によつて二分割を認めていただいたのでありまして、こうなりますと、仕事が従來に

比べましてきわめて順調に運営ができるということになろうかと思ひまして、大きな期待を持っております。

○和田(耕)委員 特に、東京とその他の地域を含めた全関東の郵便の取り扱い量における比率と申しますか、ウエイトと申しますか、これはどういう程度になりますか。

○森田政府委員 昭和四十五年度の資料で申し上げますと、郵便の引き受けでございまして、通常に關して申しますと、全国の比率の三九・三%を占めておる次第でございまして、小包では三六・五%というふうな割合になつております。

○和田(耕)委員 それに見合つた人員の比率は、どういうふうな配置になつておりますか。

○森田政府委員 定員の比率は、郵便局定員でございまして、東京郵政局の定員は、全国の二四・二%を占めております。

○和田(耕)委員 この二分割をするという前提には、今後の取り扱いの仕事の量の増加の傾向をどのように見ておられますか。

○森田政府委員 今後のことはなかなか予測できませんが、たとえば過去十年間の比率を考へてみますと、引き受け物数におきまして、昭和三十年を一〇〇とした場合に、東京は二八七と、二二一というふうな数字を示しておりました。その他のところと大体三〇%くらい東京の比率が多くなるというふうな数字が出ておりますので、今後とも東京並びに関東の累計しました物数は、そのようなあれでふえていくのではないかと、いふように推測いたしております。

ればならないということになると思うのですけれども、そのような配置転換のような問題がいままでスムーズにいつておるかという点について……

○北政府委員 お示しの東京、なかんずく首都圏の業務をやりますために人が要る、この要員の問題でございますが、やはり地元から全部その人を得るということは、非常に困難になってまいっておりますので、そのヒンターランドと申しますか、たとえば東京で申しますれば北海道、東北、信越、こういった方面から若い人々を東京へ持ってくる、こういうことについておる次第でございます。したがって、それに伴ういろいろな宿舍でありますとかその他の施設について、数年来、重点を置きまして配置をしているところでもあります。

○和田(耕)委員 それと関連して、定員外のアルバイトを含めて、そういうふうな人員の雇用の状態についてお聞きしたい。

○北政府委員 ただいま東京、関東だけの数字を持っておりますが、全国的に申しますと、大体常時一万人余りの人を雇いいたしております。

○和田(耕)委員 これは、東京あるいは関東地区で、地方に比べて特に多いという傾向はありますか。

○北政府委員 昨今は、そういう事情はない、むしろ東京の場合は常在員と申しますか、本来の常勤職員をもって埋める、その点に力をつけておられますので、特に非常勤職員が著しく多いというところはなくなっていると思えます。

○和田(耕)委員 今後、いまの定員外のアルバイトを含めての従業員を、定員は一応きまっていますわけですから、これをどんどん活用していくというふうにお考えになっておられるのか。あるいは定員の問題、これは非常にむずかしい問題でしようけれども、定員増の形を、何か他の省との関係、あるいは地方との関係でやっていたらと思うところがあるのか。このような人員配置の問題をどういうふうにお考えになっておられますか。

○北政府委員 定員配置の問題という御質問でございますが、これはやはり業務量のあるところに定員を配置するという考えでおります。したがって、毎年の予算要求につきましても、そういったことで積算をいたしまして、予算をお願いをいたしまして必要な定員を獲得しておる。それから、すでにおります定員、これにつきましても、その後やはり過疎、過密という問題がございます。過疎地域におきましては、業務量が減少する、あるいは業務量の伸びが非常に緩慢である。

一方、過密、東京を中心とする首都など特にその最たるものでございますけれども、そういったところは業務量が増大するということでございまして、すでに既定の定員の中でも、過疎のほうから過密のほうへ定員を回すということもやっております。

○和田(耕)委員 今度二つに分割することについて、東京とその他の地域の人員の配置の状況はどういうふうな計画になっておりますか。

○北政府委員 東京と関東に二分いたしました場合の配置という御質問でございますが、御案内のように、二郵政に区分いたします場合に、地域で割りつけるわけでございますから、その地域内に現在おる定員というものは、新しい東京、新しい関東の定員にそのまゝなるわけでございます。その点、二分することによって直ちに変動を生ずるものではないと思えます。ただ郵政局自体は、一つの郵政局が二つに分かれますので、これは、それぞれの新しい管内の業務量をにらみまして、適当な比率でこれを分ける。あるいは、分けるだけでは人数が足りませんので、さらに充足をする、こういう形を考えております。

○和田(耕)委員 その場合に、足りない部分を地方のほうから充足していこうというお考えなんですか。

○北政府委員 本省、それから他の地方郵政局、地方郵政監察局、いわゆる非現業部門と申しておられますが、こういったところから若干ずつ定員を供出させて、そしてこの二分の事態に備えた

い、こういうことで計画いたしております。

○和田(耕)委員 そういう問題について、組合側と話し合いというか、そういうふうな問題は、もうすでにやっておられますか。

○北政府委員 法案の内容につきましては、すでに組合に対して説明済みでございます。幸い本案を御決いただきましたならば、さらに必要な事項につきまして、関係の組合と十分意思疎通をはかって円滑に実施してまいりたい、かように考えております。

○和田(耕)委員 これはいまの組合の中でも、どのようになるかということについてのいろいろな危惧もあるように思われますが、ぜひともこの問題は、配置転換等を含んだ問題ですから、十分な協議をするようにお願いしたいと思っておりますけれども、こういうふうなことを協議する場というものは、いまだどういふふうな場がありますか。

○北政府委員 特定のルールはございませんが、要するに両者話し合いをいたしまして、十分意思疎通をする、こういうことでございまして。

○和田(耕)委員 ぜひとも、いまのこの人員配置については、早急に、具体的に組合側との話し合いを進めていただくように。そういうふうにならぬと、なかなかうまく処理できない問題ですから、組合のほうでも、当局がどういふふうにお考えになっておられるのか、まだはっきり承知してないという段階だと聞いておりますので、この問題については、手抜かりのないように十分考えていただくたいというのを要望しておく次第でございます。

○廣瀬國務大臣 ただいま御指摘の問題は、今度の分割、ことばをかえますれば新しい郵政局の増設について、きわめて重大なポイントであろうかと思っております。きわめて重大なポイントでございます。はい、いよいよ成立いたしました実行するとなれば、ただいま和田委員のおっしゃっていることが非常に大きな問題になりますので、そのお返しは、責任を持って十分御了解いただきまし

て、円滑に支障のないような運営に持っていくたいというふうにお考えしております。

○和田(耕)委員 次に、二月に郵便料金の大幅な値上げをしたわけですが、私どもは総選挙を控えていたまいへん困っておる状態なんです。これは一般の国民も、かなりの大幅な値上げなわけですから、いろいろと困っている者が多いと思っておりますけれども、一体、この二月に値上げをして相当の増益、増収が出ておると思っておりますが、どの程度になっておりますか。

○澤田本政府委員 今回の郵便料金の値上げは、四十六年度中におきまして、まず四月に小包を上げさせていただき、それから七月に三種、四種、それから書留、速達等のいわゆる特殊取り扱い、それから先生御指摘の、四十七年の二月には一種、二種の料金を値上げをさせていただきまして、結局、この値上げは、郵政審議会等の答申のときに、今後三年間、四十八年度までの収支をまかなうための値上げということにしまして値上げをさせていただいたわけでございます。したがって、私どもも予定しました、そういうことによる四十六年度の増収を約四百八億ばかりに考えておりましたが、おおむね四十六年度決算においては、この程度の増収を得られまして、それだけ赤字分が助かったという状況でございます。なお、この増収は、四十七年度、四十八年度にフルに私どもの収入に入りますので、これらにつきましては、大体四十七年度予算におきまして、八百数十億円のこの値上げによる増収を見込んでおまして、今後四十八年度まではとにかく収支をたせようということで、その効果はおおむね所期の目的どおりになっているというのが実情でございます。

○和田(耕)委員 公共料金の値上げという問題、いま国鉄の運賃の値上げの問題が審議されておるのですけれども、これは私どもは絶対に反対だし、値上げさせないようにはしなければならぬと思っておりますが、しかし、郵政のほうは値上げをしてしまったということですから、この問題

は、値上げをすればそれに見合うようなサービスの改善というものが当然目に見えてこなければならぬ。現在、そのサービスの改善について、何か大臣として、こういうことをやりました、やろうとしておりますということがあると思いますか。

○廣瀬國務大臣　ただいま郵務局長からお答え申し上げましたとおり、平年度になりますと八百四十億円程度の増収ということで、これでやると郵便事業の運営ができるということになるのであります。したがって、その国民の御好意に對しましてはサービスをもっておこなうのが当然だと思っております。各方面のことを考えておりますけれども、第一に意識的に、郵便料金の値上げができた、これでどうやら事業の運営ができるという、その気持ちに従業員が持つことになりましたことが、私は非常に効果があったと思うのでございます。ああいうような値上げを逐次やっていたのであります。最後には二月一日の一種、二種の値上げだったわけでございますけれども、そういうような意識ができましたために、昭和三十年ごろからずっと慢性的に遅配が続いておったわけでございますけれども、それが従業員の非常な意欲によって、昨年の秋ごろから遅配がなくなりました。そうしてことしの年賀郵便は、全国一通の遅配もない、完全に一〇〇%の配達ができて、戦後初めての成績だったといわれるような感謝を国民から受けたわけでございます。

その間十月二十五日には、全国の郵便局に、一種と二種、つまり封書とはがきの郵便物の送達の日数表、これをつくるには相当長く苦心をいたしたわけでございますけれども、そういうものを発表いたしました。これは、和田先生が東京から郵便物を出したければ、福岡には何日に届く、あるいは北海道には何日に着くというような汽車のダイヤみたいなものをつくりまして、これを各郵便局の窓口に掲示いたしました。これによって、利用者の方からはっきり送達の日数が御認識いただ

けますとともに、従業員も、そういう日数を厳守しなければならぬ、絶対に守らなくちゃならぬという意欲を持っていたできましたために、さらに遅配を防ぐということに非常に大きな効果があったというように私は考えておるわけでございます。

さらに、能率に非常に関係のあります局舎、これが、大都市あるいはその周辺が非常に老朽いたしております郵便局をたくさん持つておるわけでございます。あるいは狭くなつておるという局舎が非常に多いわけでございます。そういう狭隘、老朽局舎の改善ということにつきましても、昭和四十七年度は大々的に、前年度に比べますと相当多額の増額をいたしまして改善をする、従業員が快適に仕事ができるようなことに持つてまいりたいということをやつておるわけでございます。

あるいはまた、東京周辺、あるいは大阪周辺、こういう大都市付近の、最近とみに人口が増大してまいりました地域の郵便物の送達を迅速ならしめるというようなことで、ルートの改善等につきましてもいろいろ施策を講じたいということをやつておるわけでございます。

その他、従業員の外務員の宿舎の整備でありまして、各方面のことをやつておるわけでございます。なお、詳細につきましては、郵務局長から答弁させたいと思ひます。

○和田(秘)委員　郵便局の問題でも、たとえば配達等についてこの数年来いろいろと問題があつた。たいへん遺憾なことだと思つておるわけですが、これは昨年来非常に改善されておるというのには、国民もだいたい認めておると思ひます。この点は国鉄と非常に違ふ点であります。国鉄の場合には、非常に遅いからぬことが運賃値上げをしておるにもかかわらずひんぱんはつておるわけですから、郵便局のほうは、国鉄に比べればわりあいとそういうことをよく気を使つておられるということとはわかるのですけれども、今後とも、特に郵便物が、いまおつしたように、ある地域から地域までは必ずある時間には配達できる、遅配などということは起こさないということをいろいろ点検をなさつて、そしてこれは何と云つても労使関係の話し合いというものが一番必要なことだと思ひます。そういうようなことについて、今度の料金の値上げについて、労使関係で、今後、国民に対するサービスとしてしっかりと抜かりのないようにやつていこうという御指示なり話し合いをしたことがあります。

○廣瀬國務大臣　郵政省は国鉄よりも前に、一昨年のいわゆる労働闘争というきわめて深刻な激しい交渉がいろいろございまして、その苦しい体験にかんがみまして、一昨年の十二月十四日に労使確認事項というものを、はつきりたいへんな多い項目にわたりましたつくりまして、こゝですべて話し合いを進めていく。しかも管理者側は、さらに十歩も二十歩も百歩も相手の立場に踏み込んで、誠意と信頼感をもつて労務関係に対処していく。申すまでもなく郵政事業は、機械化、機械化と申しまして、きわめて限度がありますことしかできないわけでございます。大部分は人によつて運営されております面が多いわけでございますから、労務対策というものはきわめて基本的な前提となる大問題でございますから、これについては管理者は熱意をもつて当たつておるつもりでございます。幸いにそういうようなことで、漸次改善されつつある、このように私は考えております。

昨年の年末闘争にいたしまして、御承知だと思ひますけれども、十二月五日に妥結を見まして、そのために、それまで相当出ておりました遅配の問題、さらに輪をかけてことしの年賀郵便はきわめて円滑にいったというようにもありません。したわけでございますから、御指摘の点は、一昨年の暮れからきわめて綿密な話し合いをいたし、それに基きまして、いろいろな問題について、郵政省の段階あるいは地方の郵政局の段階で六人委員会というようなものでつくりまして、そして管理者、組合双方三名ずつの参画を願つて

いろいろな問題についてこゝで解決をしていく。昨年の年末にいたしまして、全国を通じて一千件くらいの労使間の問題があつたのでございまして、この六人委員会ではほとんどすべて解決しまして、一千件のうち五、六十件しか残らない。これは本省で取り上げてさらに検討するといふようなことで、おかげさまで非常に円滑にやつております。また、先刻人事局長が申しましたように、地方から新規者をたくさん採用していかなくてはならないということが多いものですから、そういう遠隔の地、あるいは北海道あるいは九州あたりから参りましたせつかく志を立てて郵政省に入つた青少年に、ぜひ郵政事業に定着していただきたいということで世話人制度なんかつくりました。ブラザー制度と申しておりますけれども、これは決して不当労働行為なんかには類する心配のあるものであつてはならないといふことを十分戒めてやつておりますけれども、定着といふことを念願いたしまして、そういうことをやつております。

それから宿舎のことにつきましても、おそらく私は他省に比べて模範的な宿舎の整備をしておるのではないかと考えておりますが、そういうような各種の方法によつて労務対策には力を入れていきたい。私はその点は特に強調いたしておりました。人あつての郵政事業でございますから、労務関係においていろいろ遺憾な点が多いといふことになりまして、事業の運営に非常に大きな支障を来たすわけでございますから、その点は十分今後にも配慮してまいりたい、力を注いでまいりたい、このように考えてございます。

なお、料金の値上げについて、サービス向上ができたかといふことについてさつき御答弁いたしました。が、ちよつと漏れておりましたことがございまして、追加いたしますが、郵便局の増設、ポストの増設、こういうようなことについても相当思い切つて行ないまして、公衆の利便が増進できたといふようなこともつけ加えて申し上げておきます。

いう計算に基づいて十万円という数字を党のほうではお出しになりましたが、これがいま審議が進んでおるわけですが、野党のほうはその内容について多少見解を異にするようございすけれども、十万円が発足いたしましたとして、私はきつと庶民から喜ばれると思っておりますが、その成果を見てだんだん改善していくという手もあるかと思ひますので、とにかく最初といたしましてはこの道が開かれればいい。これは、郵便局といたしましては、郵政省といたしましては、まさに画期的な改革でございすから、道が開かれればいいというところで期待を持っております。しかし、いま先生のおっしゃることも、私どもは非常によくわかるわけでございます。さしあたりそういうことでしんぼうしていろいろということに、政府のほうも党の方針も臨んでおるといふかっこうでございます。

○和田(耕)委員 これは国民、特に庶民がいまの市中銀行あるいはその他の金融機関から十分融資の恩恵を受けておれば別ですけれども、それはほとんどどうもサボっておるといふのが実情ですね。しかもこの金は全く庶民の金だし、定額の貯金を引き当てにして貸し出すというわけですね。大蔵省から別段一時借りるわけでもないんだし、大蔵省はこの金をもつて財政の一番大きな資金にしているというところで、さういふ問題は、さういふ原点から考えてみて、もつと強硬に突っ張っていかなければならぬ問題だといふふうに私は思ふのです。これは、市中の金融機関が困るといふこともありますけれども、その困るといふ人たちは、正しいことをやっている、つまり庶民の困難な金融をしておつてさういふことを言へば理屈はあるのですけれども、自分のもうけが減るようなことだからさういふ大事なことをチェックする、その代弁を大蔵省がするといふに至つては、これは大蔵省はけしからぬ話だと私は思ふのです。さういふ点で、大臣のほうの発言は正しいことを言つてゐるわけですから、何も大蔵省に金をもらうわけでもないんですから、その問題については

強硬に突っ張つてもらいたいと思ひます。それと関連して、きのうの新聞ですが、定額の利子を引き下げるような動きがあるという報道がありすけれども、その動きはありますか。

○廣瀬国務大臣 党の政調会長が預かつて調整しようというような動きがあることは、さつきお話を申し上げたとおりでありますけれども、その直前の自民党の政策審議会で、議員の中に大蔵省サイドの議員がおりますわけでございます。さういふ方から、かねがね大蔵省が政府間の折衝の場におきましても言つておりましたように、金融の一元化ということで近く公定歩合の重ねての引き下げをやる、その際は、前回郵政大臣が、郵便貯金の金利は引き下げないといふことがなされたことが許されないうこととがなばつたことが経済状態から、郵便貯金も郵便貯金というものは、御承知のように郵政大臣がすべて管理しておるわけでございますから、利率の問題については何も大蔵大臣の了承を得る必要はないわけですね。ただ貯金の利率を上げたり下げたりする場合は政令によつてやるわけでありす。政令ということになれば閣議の了承を得なければならぬわけですから、その段階で大蔵大臣の発言の機会があるわけですから、たまたまは郵政大臣にすべててまかされております。それで、今度はぜひ同調してくれといふ声が大蔵省にあることもよく存じておつたのでございすが、昨日の自民党の政調会でも、大蔵省サイドの議員が強くさういふ発言をしたのでございす。

ところが私は、銀行預金と郵便貯金というものは性質が違ふものだと思つておるのでございす。銀行預金は大部分と申して差しつかないと思ひますが、短期に例をとりましますと七割まで、長期を入れましても五割までは会社、法人の預金でございす。しかも預託の期間が、これは短期の場合でございすけれども、〇・四カ月などという非常に短い期間しか預託をしていない。ところが郵便貯金のほうには、九割九分六厘まで、国民一人一人のきわめて零細な、いま先生の御指摘にな

りました庶民の汗とあふらの結晶の預金でございまして、その集積が郵便貯金となつておるわけでございますけれども、いわば郵便貯金というのは、国民の、しかも庶民の生活資金でございす。また、立場をかねて申しますれば、消費者の貯金でございす。銀行預金のほうは、産業資金であるわけでございますから、公定歩合の引き下げに伴つて、産業を振興させるために、景気をつけるために貯金の利率を下げたといふような問題は、産業資金である銀行預金については言えることだと思ひますけれども、国民の生活資金、消費者の生活資金の郵便貯金は、いまのように、消費者物価がどんどん高騰しております時世において、その消費者物価の値上に追いつかないような郵便貯金の現在の利率でございすから、これからまたさらに銀行預金に調子を合わせて利率を下げるということになりますと、国民はますます絶望感におちこむ。さうすると、金は持つておつても、預けておつてもだめだ、もう使つてしまふといふようなことで、これがまた消費者物価の高騰を刺激するといふことになりはせぬかと思つております。さういふことで、いままで私は、絶対に引き下げないといふことがなばつてまいつておりましたが、現在におきましても、その私の信念は変わつておりません。

それで、政調会長がどういふごあつせんをなさるか存じませんが、庶民金融の道を開いてやるその交換条件として、取引として、郵便貯金の利率を引き下げるべきだといふことを要請されました。私はお断りしよう、さういふように現在のところ考えております。これが私の現在の心境でございす。

○和田(耕)委員 それは非常にお考えだと私は思ふのです。今度政府は、五・五％の物価の値上げでとどめたいといふわけですが、御案内のとおり、さういふものでとどめることはできません。私は物価の問題を五年やつておりますけれども、必ず六％をこしていくと思ひます。さういふ際でもあり、おっしゃるとおり、

普通の銀行が扱うような資金と性質の違ふものですね。さういふことで、定額の利子、五・七五でさうか、何ぼかよくわからぬけれども、それを引き下げるなどといふことは、絶対にやつてはいけません。私は思ふのです。これをやつては、三十万円の貸し付けを十万円にするなどといふことになると、何をやってゐるかわからないということにもなるわけですね。これは結局国民の貯蓄意欲というものをばかにする話なんです。ぜひともこの点は、私が大臣である間はやらせないといふふうに御発言できぬでしょうか。

○廣瀬国務大臣 私の郵便貯金に対する信念はただいま申したとおりでございますが、政調会長がどういふ態度でどういふことをおっしゃつてくるかわからないわけでございます。それを前提としてさらによく勉強してみなくてはならぬと思つておりますが、おそろく和田先生の所屬になつております民社党あたりは、いま先生が申されましたような御意見ではなからうかと思ひます。また、さういふ言からは、社会党の政調会長が私に面会を求めておられますので、お目にかかりたいと思つておられますけれども、同様の御意見が出るのではないかと思つております。政調会長はきのう沖繩に飛んでおりますから、会うのは来週になるかと思ひますが、その間一生懸命皆さん方のお考えを聞き、私は郵便貯金のことは知つておりますが、経済全体の様子がよくわからないものでございすから、さういふ経済全体の中における郵便貯金のあり方といふものについてもう少し勉強する必要がありますと思ひますので、きょうの和田先生の御意見も、私にとりまして非常に貴重な御意見だと思つて拝聴したわけでございます。なお、各新聞社の論説員の御意見とか学者先生の御意見とかさういふようなものをたくさん承つて、それをしてんしやういたしまして最後の信念を固めたいと思つておりますが、現在のところ、私の信念は変わつていないといふことははっきり申し上げられ

と思ひます。

第一類第一号 内閣委員会議録第十九号 昭和四十七年五月十二日

○和田(耕)委員 とにかく現在のところは、郵政

大臣としては、定額貯金の利子の引き下げについては、それをやらせないという決意だというふうには了解してよろしくございませう。これは当然のことです、大臣。もう任期もそう長くないというところもあると思えますけれども、それくらい決意は責任の担当大臣としては表明すべきだと思ふのです。それはやらせないというふうには承っています。どうですか。

○廣瀬國務大臣 金利の問題について、先生が冒頭に、昨日の新聞にこういうことが載っておったが、昨日のおことはございませうけれども、そのような事実は全くございませう。あれは新聞の誤報でございまして、まだ取引も協議も始めておるわけではございませう、さういふ考えは現在のところ全然持っておりません。いま先生のおっしゃったことは、私に對する非常にありがたい御忠告だと拝承いたしております。

○和田(耕)委員 大臣はやらせない決意であるというふうには受け取ってよろしくございませう。では、これで終わります。

○伊能委員長 伊藤惣助丸君。
○伊藤(惣)委員 庶民金融について、いま少し話を聞いておりました。私は非常にいいことだと思つてゐるのです。新聞紙上で見ましたけれども、ただ、その庶民金融について、大蔵省がどこかわかりませんけれども、そういう制度はつくられるけれども、ある一定のワケでしばらくというふうな動きがあるように思えてならないわけ。そこでまず伺いますけれども、庶民金融問題について経過的な説明を私は聞いてゐるわけですが、最初に郵政省の中でこれを省令でもつてきめようとしたわけですね。そのときの原案、これはどのようなものであったか。

○廣瀬國務大臣 いま伊藤先生のお尋ねの件は、貯金の振替払いの口座をもう少し広げていくという問題じゃないですか。——それじゃ、ちょっとこちらのほうから御説明いたします。

○渾本説明委員 お答えいたします。
庶民金融の問題につきましては、先生の御指摘

のような省令をもつてきめるといふ考え方はございませう、当初から法律を改正していく方向で考えておりました。先生が省令でもつて措置するとおっしゃられるのは、先ほど来ちよつとお触れになりましたように、郵便振替の取り扱い範囲の拡大につきましては省令でもつてやれるという問題がございました。その辺の話がちよつとあつたと思ひます。

なお、法律でもつて私どものほうが庶民金融をやりたいといふことで考えました案は、預金者一人につき三十万円の範囲内、資金総額は二百億円の範囲内、それから貸し付け期間は六カ月を限度とする、大体さういふような条件で考えたわけでございます。

○伊藤(惣)委員 要するに、原案と最後の庶民金融として構想がまとまつた結果と、だいぶ違つてきてゐるわけですね。いまお話を聞きましたけれども、最初は一口三十万円、それが最後にまとまつたときには十万円になった。いまあなた、二百億と言つたけれども、二千億の間違いじゃないですか。

○渾本説明委員 当初の原案は二百億でございます。

○伊藤(惣)委員 それで私は、この問題、郵便貯金をしてゐる方々からいろいろ考えを聞きまして、十万円というのには非常に少ないといふことです。それで、そのワケが一億と一億といふふうにいわれているのですけれども、これは何を根拠にこういうことを考えたのですか。

○廣瀬國務大臣 さっきの省令の問題は次長からお答えしたとおりでございますが、ちよつと時を同じくいたしまして、省令でも出して郵便振替の口座をもう少し広げようといふようなことにしようかと思つたのですけれども、それはやめまして、新規の庶民金融といふことで打ち出したわけでございます。普通の方はちよつとそこで混淆されたといふことはごもつともだと思ひますが、全然別個の考えでございました。その口座の問題は全然現在に進んでおらないわけでございます。

すが、庶民金融につきましては、さつき次長から郵政省の考えについての当初の構想は御説明したわけでございますけれども、その後、党のほうでいろいろ意見が出ましたことはさつきお答えしたとおりでございますが、郵便局の数が全国で約二万あるわけでございます。一局当たり平均月に三十件の取り扱い、貸し出しをするといふことになりまして、二百万件、平均の貸し付けの金額が十万円を限度といたしまして、実際借りますのは平均五万円程度ではなからうかと思つております。これはただいま簡易保険の加入者の契約者個人貸し付けといふのを五十年ばかり前から郵便局でやっておりますが、さういふ実績から見まして、大体五万円程度ではなからうかといふふうには考えております。さうしまして、貸し付けの期間は六カ月といたしておるわけでございますけれども、平均といふことになれば、さつきも私がお答えしましたように、三カ月程度ではなからうかといふようなことが予想されるわけでございます。さういたしますと、必要な資金は総額一千億程度でよろしいといふふうには考えておるわけでございます。

郵政省が当初考えておりましたことは、ただいま先生から御指摘のとおりでございますが、さうだといふことになれば、一口三十万円まで広げまして、そして総額を二百億といたしまして、二百億といたすことになれば、期間を半年といふことにはいたすすと、大体一年に、これはいろいろ大数計算をするようでございますが、四回くらいは回転するようでございます。二百億が四回回転すれば八百億になる。八百億が四回も、実績平均がかなり下がってくる。それで、全国に二万局ございまして、かなり貸し付け口数が多い出せるところでございまして、しかも、限度を二百億といたすことにはいたしておきま

すと、せつかく貸し付けてくれといふ預金者が通帳を持つておいでになりましたら、もう全国で限度に達しましたから、マキシマムに達しましたので

貸し出しできませんといふお断りするなんというのはいへん気の毒だといふことを考えておりましたところが、幸い一千億という声が出まして、これであるならばかなり潤沢に数多く貸し付けができるというふうなことに考えておるわけでございます。

○伊藤(惣)委員 最初の、三十万円くらいを限界として二百億という原案について、私は考え方の基準についておかしうに思つたわけですよ。いまも大臣から聞きましてはあれども、どういふ人を想定してこういうことを考えたのかと思ふのです。

【委員長退席、塩谷委員長代理着席】

たとえば最近サラリーマン金融なんていふあります。それで、ボーナス月に返すからというのでずいぶん借ります。でも、その実態を聞いてみますと、なかなか返し切れぬといふのです。それで半年間というけれども、ボーナスを目当てにやるわけですが、それは郵政省あたりはボーナスを三回ぐらいいらうに思つてゐるらしいですが、ほかの一般会社は、一回であるとかあるいは二回、しかもそのときの景気によつては非常に低い場合がある。たとえば家を借りる場合、また契約が切れて新しくほかの家を借りるために頭金とか敷金を入れる場合、やはり少なくとも二十万円から三十万円かかります。さうしますと、先ほど大臣の答弁もありましたように、これは庶民に對しての金融だ。だから、庶民がどういふことに使つかうかといふと、月賦で物を買つたり、あるいは車を買つたり、あるいは家の敷金であるとか、または新しく借りる場合の礼金とか権利金とか、さういふことが非常に多いのではないかと思ふのです。私は原案の三十万円くらいはなるほどとは思ふのですが、庶民金融といふ名前をつけて一般の庶民に對して貸し出しをするならば、やはり貸し出しワケだつて、半年でなくて少なくとも一年間。しかも四回を考えると、さういふことは、何を根拠に大臣、判断されたのか、私はちよつと理解に苦しみます。そんなのだつたら、

借りたらず返さなければいけません。しかも月給ではそんなことはとてもできません。制度はできたけれども利用はできない。しょうがないです。よ、そんなことでは。だから、四回転できるというの、どういふところに根拠を置いたのか。

○廣瀬国務大臣 私四回転と申しましたのは、貸し出しの期限を六カ月といたしましたが、実際はその期限の六カ月を待たずして返してくれる人もかなりあるだろうというので、六カ月という限度を設けておけば、実際は比較的短い期間の利用をするということ、三カ月とか四カ月したら返してくる。これは何か大数計算の根拠があるのだそうでございますが、半年という期限をつけておきますようなものは、大体一年四回転するより計算になるので、つまり、三カ月の期限でしか貸さないという意味でなくて、実勢がそういうことになるのだという何か根拠があるそうです。この辺は私どももわかりませんけれども、こちらにくらうとがおりますから……

○伊藤(惣)委員 それに加えて、どういふことを想定してそういうことを考えておるか、明確にしてください。私、いま聞いていて、ちょっと神経がおかしいと思うのです。こんな短いことで四回転と考えて八百億。それを二百億加えて一千億というのはいくらというの、これは日本の国のどういふレベルを対象に考えているのです。

○滝本説明員 お答えいたします。

対象の主体は、先ほど先生が御指摘になりました、通称サラ金と申しますが、サラリーマン金融などで非常に問題になっておりますサラリーマンを対象にいたしております。主体はサラリーマンでございますが、郵便貯金は全国民を対象としております。全国津々浦々に郵便局がございますし、そして国民の中小所得層を対象に主として備蓄機関として貯金をしていただいております。したがって、その人たをすべて対象とする。その対象というものは、包括的に申しますと中小所得層であります。それから主体はやはり都市のサラリーマン、こういうぐあいに考えております。

す。

○伊藤(惣)委員 主体はサラリーマンで、先ほど申しましたように、一口が十万円ではなくて五万円程度だろうというようなことを言っておられますね。そういうことも私ちょっと理解に苦しむわけです。

私もだいたい前ですけれども、区会議員をやったことがあります。そのときの生業資金が五万円。一般の庶民金融ともいうようなものが地方自治体にあります。それが現在十万円から十五万円。ある区によつては二十万円。それでもどうにもならないといわれているときに、十万円といつても五万円程度が平均だろうとか、一年に四回ぐらいい回転できるだろうとか、中小所得層だつて、中小企業、事業主ではなくて、そこにつとめる方々だろうと思ひます。ポナナスなんというものは、出るところもあるし出ないところもある。そのときの景気によつてはもらえないときだってある。そんな半年間と言われても、ちょっと私は無理じゃないかと思うのです。ほんとに正確に分析をしてやつたものかどうか。何を基準に、どんなものを分析して、いつの年度のものを対象にこれはやつたわけですか。

○滝本説明員 四十五年度の所得分析を対象にいたしました。

それから先ほど御指摘の、十万円というのは少な過ぎるというお話でございますが、実はあくまでも生活資金というもので見た場合に、サラリーマン金融の平均が四十五年度で大体四万円から五万円のようでございます。それから私どものほうでやっております簡易生命保険の一件当たりの貸し付け平均額が四十五年度で三万円でございます。これらを参考にいたしましたして、大体その辺が、いま中小所得層の借りる金額の平均だろう。そうすると、その倍ぐらゐの金額、十万円というのが生活資金の限度だ。これは、先ほど大臣もおっしゃられましたように、党のほうからのお話であります。

○伊藤(惣)委員 いま、非常にいろいろなもの

が、ものによつては下がっているものもありますけれども、御存じのように、物価指数は年々六%以上上がっている。しかもその物価指数の場合だつて、考えてみれば、大根であるとか、非常に値上げの激しいようなものは決して物価指数を出しては。物価指数自体だつて私は実はおかしいと思ひます。ほんとうは実質的にはもつと上がっている。だけれども、上がらないものの平均をとつて六%、七%と言っているわけでしょう。それも、四十五年から見れば、六年、七年と来ているわけですよ。四十五年度を根拠に置くことも一つは私はおかしいと思ひます。

それから、さっきも言つたように、ほんとうは返す見込みがないから、借りたくても借りられないのです。サラリーマンの中小所得層の方々が借金が必要ときは、家を買われるときですよ。あるいはまた何かを月賦で買うときですよ。それを半年という間で返すことは非常にむずかしいというのが現実の問題ですよ。私も、この質問をするので、実はゆづべ、十数人のサラリーマンや中小企業の方々に、こういう問題についていろいろ聞いた。こういう制度をつくつたことはいけけれども、とてもじゃないですけれども借り切れな。あるいはまた、そう言われても、とてもじゃないですけれどもそんな短期間で返すのはむずかしい、こういうことをほとんどの人が言つておりました。

そこで大臣、私はいろいろ質問がありますけれども、この問題について、将来物価がどんどん上がつていくのですから、十万円というワケで現在まとめようとして、ほんの小さく制度をつくつたわけですよ。しかし、子供じゃないけれども、い子は小さくつくつて大きく育てるといふたとえがありまされども、やはりこの制度は国民が歓迎しておりますよ。だから、現在十万円であつても、将来は三十万円くらいあるいは五十万円くらい、あるいはそのときの物価指数によつては百万円ぐらゐと、これは将来の問題として、一つの制度をつくつて、これを押えるというのではなく

て、当然今後は前向きにやるべきではないか。しかもこの半年間という期間も一年というくらいのもにすれば、半年分やつてまた半年分やるよりも、業務は一年に一回で済むわけですから楽なわけですよ。そういう面から言つても、今回はこうであつても、将来は三十万円、それから一年ぐらゐ、こういう考えが当然庶民の中の希望としてあるわけですよ。大臣、それについてどう思ひますか。

○廣瀬国務大臣 御指摘のとおりでございます。とにかく、ことしそういうような制度を新しくつくるということが大問題であつたわけでありまして、将来、庶民にいかにか郵便貯金の貸し付けと利用状況、あるいはまた経済社会の推移の状況、これによりまして庶民のために内容を改善していくという意図は十分持つております。こういうことをはつきり申し上げておきます。

○伊藤(惣)委員 将来はそういう改善をしていくという大臣のことは、政府も聞いておつたからよくそのことを真剣に検討して、ぜひとも進めていただきたいと思ひます。

私、最近の委員会では、皆さんそのうちやめられていくということがありますので、張り合ひがないのです。大臣がそう言つても、すぐまた新しい大臣が生まれてくるということやむやになつてしまふということがありますので、大臣、この点については非常に積極的に政府のお役人の方々にもしっかり受け継いでいただきたいと思ひます。

それで、さっきの郵便貯金の利下げの問題です。この利下げの問題について大蔵省との間に何か問題がありそうなのがするのです。郵政大臣は大蔵省から何も言われていない。この庶民金融を認めてもらうには大蔵省に対して郵政大臣がいふいろいろなことを言つたんじゃないか、こういう疑いを持たれた記事が新聞にずっと出ておりました

ね。その点いかがなですか。

○廣瀬国務大臣 きょうの新聞に御指摘のような事実がありそうなのが報道されておりますけれども、全くそういうことはございませぬ。そういう問題については、全然大蔵省と具体的に折衝していないわけですから、この郵便貯金の預金者貸し付けの制度を開き直すために、取引として郵便貯金の金利引き下げに賛成するということなどは、私は現在毛頭考えていないわけでありまして、この点ははっきり申し上げておきます。

○伊藤(悠)委員 それで郵便貯金は、集めたら全部すぐ政府の運用部資金として使われるわけですね。これがどこに使われるかは、別に色がついていないからわかりませぬ。先ほど大臣の答弁によりまして、三割八分ですか、これが郵便貯金である。これが運用部資金に入っているわけですね。その金額はどのくらいあるのですか。

○廣瀬国務大臣 運用部資金ではなくて、財政資金の三割八分ということになっておるようでございまして、金額にいたしまして、毎年とにかく郵便貯金の全部を大蔵省に預託するわけでございますから、毎年金額は違いますが、一兆数千億、大体二兆円程度というふうに考えてさしつかえないんじゃないか、このように思っております。二兆円まではなつた例は今までございませぬけれども、あるいはこれは二兆円程度に達するんじゃないかと思っておりますが、一兆六、七千億……

○伊藤(悠)委員 けたが違ふんじゃないの、いま言っているのは。

○廣瀬国務大臣 郵便貯金の財投に預託する金でしよう。それが一兆六、七千億なんです。大体私どもは二兆円と考へておりますけれども、

○滝本説明員 数字を申し上げます。四十六年度一年間で、郵便貯金で財政投融資として提出いたしました貯金の金額が、決算でございますが、一兆八千億余りでございます。

○伊藤(悠)委員 これは一年間の集めたものです

ね。

○滝本説明員 そうでございます。

○伊藤(悠)委員 そうじゃなくて、いままで郵便貯金あるいは定期預金を集めてあるわけですよ。その総額は幾らか聞いておるわけですよ。

○滝本説明員 四十六年度末で約九兆五千億であります。

○伊藤(悠)委員 そうしますと、大蔵省の資金運用部ですか、そこで財投として使っているわけですね。その財投として使っているうちから一千億円だけは今度はこの貸し付けをやるんだということなんでしょ。そうですね。

○滝本説明員 そのとおりでございます。

○廣瀬国務大臣 ちょっと待ってください。そこに誤解があつちやないへんなんです。そういう意味じゃございませぬ。いわゆる庶民金融、預金者貸し付けをやらなければ郵便貯金そのものが減るわけでございます。郵便貯金を引き出すわけですから、引き出しをやめなさい、それを引き出すかわりに一方貸し出しをしましなさいというわけですから、申しますれば、財投には関係ないんですよ。全然関係ない。この庶民貸し出しをやらなければ郵便貯金を引き出すわけですから、郵便貯金が減るわけですね。大蔵省に預託する金が減るんですから、大蔵省に預託する金から一兆円もらつてくるんじゃないか。そういう意味でございますから、誤解のないように。たいへん重要なポイントですから……

○伊藤(悠)委員 だから問題は、先ほども言いましたけれども、それで考へてみると、今後国民がほとんど利用する可能性があるわけですよ。たとえば現在の郵便貯金は一年間で四・〇七ですか、四分七毛というのですか、これは郵便貯金の利率ですよ。しかしこれが一年、二年、三年となつていきますと、少なくとも二年くらいからは六分になるわけでしょう。銀行に預金していても、銀行は定期預金の利率は一年間でいきますと五分五厘くらいですか。だから郵便局のほうが、二年以上やるんだつたら得なような気がしますよ。それ

ですぐに借りられます。もちろん銀行でも借りられますけれども。そこへ全部預けないで、その分だけ郵政省はとっておくというわけでしょう。それであと全部入れるというわけでしょう。だから利用というものが活発になりまして、たくさんあつたほうがいいわけですよ。だから一千億円が二千億、三千億と需要によつては上がつてきますわね。

だから私はここで、先ほど質問に出たかも知れませんが、現在、自民党の通信部会ですか、何か議員立法を考へて、その一つは、新聞ですからよくわかりませんが、現在一千億円のワクをつくつても、それが二千億とつと上がつていくことについてやはり押さなければいけない、そういうために歯どめになる立法措置をするというふうなことが新聞に出たわけですよ。私はそんな意味で立法されたら大反対ですよ。さっきも言つたように、ワクは三十万円、期間は一年間、そしてほとんど利用してもらふ。しかも、少なくともそういう一つの制度になつた場合には、国民は簡単に利用できる。都会もそうだけれども、銀行というものはちやうど町のまん中にあるわけですよ。郵便局というのは意外と幅広でありますね。ですから私なんか、郵便貯金を、あまりありませんけれども、利用してもらつております。銀行に行くのには、バスに乗つて、それからまた電車に乗つていかぬといけませんから、これは私は非常にいいことだと思つておるのです。ですから、自民党の通信部会でそういう押さえるような議員立法だつたら、断固これは反対します。そういうことについて、最初から大蔵省との話し合いの中ではどういふような形で言つてきていたのか。

また私は、大蔵省が郵政省に対してのチェックというものは、必要以上にはできないことだろうと思つたんですよ。それを不当に介入するようなおそれという心配も実はしているわけですよ。廣瀬郵政大臣が長年懸念のこれをやろうとするのは、私も非常に賛成だし、いまみみちいけれども、

んこれを大きくしてもらいたいという希望するほうなんです。そういうようなことに対して、いろいろ歯どめだとか、ワクをはめるとか、一結に金利を下げさせるだとかいうようなことでもし動きがあつた場合は、私はこれはたいへんだと思つたんですよ。そういうようなことが現にあり、またいろいろのことを言つてきているということが事実あります。その場合、大臣はどうするのですか。

○廣瀬国務大臣 その問題につきましては、いままでの郵政省と大蔵省との折衝協議の段階では、庶民金融という道を開こうなるといふ意図が全く向こうにはなかつたわけでございますから、条件闘争と申しますか、そういうような具体的な話は、大蔵省としまして、いままで郵政省にはあつたことはございませぬ。しかし、さっき申しましたように、きのう、党のほうで取り上げてものにしてしようという段階の政調の場で、大蔵省サイドに立つております議員からいふ歯どめの意見が出たのであります。伊藤先生のお話のように、ほとんど無制限にふえていくのではないかと、そういうような心配があるためにどうしても歯どめの必要があるというふうに言つたのでありますけれども、しかし、このことにつきましては、私さつきお答えしましたように、歯どめが必要は全然ないと思つておりますことは、その預金者貸し付けをしなれば郵便貯金を引き出すわけでございますから、そういう意味において、さつきどく御答弁申し上げましたように、財投の資金には全然関係ない、このように考へておるわけでございます。財投の資金のうちから二百億もらうとか一千億もらうとかいうことになりまして、歯どめの問題が起つてくるかも知れませんが、歯どめの問題が起つてくるかも知れませんが、歯どめというわけでは、財投が減るところを一方で貸そうというわけではございませんから、それでそういう歯どめをする必要はない、こういうふうに私は考へております。おそろく政調会長の調整の段階でそういう話が出ましたときには、ただいま

付けの資金を含めて除いたものというふうにしな
ければならない、そういうふうに技術的な問題が
ございます。資金運用部資金法というのは、これ
は大蔵省の所管の法律でございますので、そう

万円しか貯金しなくて十万円借りるんじゃないですか、自分が貯金した十万円のその中から借りていくわけですから、そうすれば、引き出されてしまふよりも、借りて利息払ってまた前に戻せ

つきましては、関係各省ですつと議論を詰めてまいりまして、新聞報道で御承知のように、党のほ

て、いわゆる預金金利の国際的な割り高というの
はこれは当然でございます、かりに今後の為替

管理がということになりましたら、そういう金
利差を求めて外資はいわゆる投機的な資金が入っ
てくるということも、これはまた一方において予
想されなければいかぬということもございませ
う、この際、全く今度の小口貸し出し制度の問題
とは切り離しまして、金利の引き下げというこ
とを進めたい。そういうことで昨年の十二月に郵
政省のほうにも、民間の金融機関の預金金利を下
げる、郵便貯金の金利の引き下げも同調してい
ただけなにかということをお願いがあつたのでご
ざいますけれども、そのときには意見が相ととの
いまして、昨年の十二月の公定歩合の引き下げ
にあたりましては、貸し出し金利の引き下げは同
時に行ないましたけれども、預金金利の引き下げ
を見送つたという状況でございます。ただ
いままでのところ、まだ郵政省には預金金利の引
き下げについて何らお願いいたしておりませんけ
れども、やはり早晩そういうことをお願いいた
さなければならぬんじゃないかと思つておりま
す。しかし、これはあくまでも、たびたび繰り
返しますように、決して小口担保貸し出しとパ
ターであるとか、条件であるとか、取引である
とか、そういうことは全く別問題でございます。
この点を御了解願いたいと思ひます。

○伊藤(憲)委員 大蔵省は、日本の金融界全体の
面からそういう議論を展開されることはよくわか
ります。しかし、やはり私は、預金をしてる預
託者の立場に立つて考えた場合に、もう貯金をし
ながら、利息をもらいながら損をしてる、どう
しようかなといふ迷つていますよね。預金するほ
ど金もありませんけれども、しかし、ことしの物
価指数だつて、国鉄が上がり、健康保険が上が
り、すべての公共料金が上がる。東京瓦斯なんか
も三・数%上げようとしてゐる。こういうこと
になつて、ぐつとインフレ的な社会の情勢のとき
に、まことに逆行するよりなこの一つの事態に対
して、国民大衆、預金者は、そうするならば何か
変わらぬものにかえておこうという考え方の人が
非常に多い。だから私は、そういうときにそう

いう政策をとるといふことは、実にこれは問題で
はないかと思うのです。だから、そういう中で何
も総括的、一括的にやるのではなくて、ケース・
バイ・ケースとよく政府は言いますけれども、総
合調整するといふ行き方も私は一つの方法ではな
いかと思ふ。いまのお話を聞いておきますと、そ
のうちやるといふのが、大臣、どうしますか。

○廣瀬国務大臣 大蔵省の立場から申しますとこ
もつとも御意見だと思ひますけれども、私は非
常に狭い量見かもしれないけれども、郵便貯金
を守つておきます立場からは、現在のところ、郵
便貯金と銀行預金というものは異質のものである
といふことで、銀行預金はもう少し下げてくだ
さい、そうして金利は貸し出し金利が下がつてお
りますから、いま総務課長がおっしゃつたように、
経営がたいへんやつていけないといふことになる
かと思ひますからして、これは当然だと思ひます
けれども、郵便貯金のほうには、国民資金で、生活
資金、消費者資金でもあるわけでございますから、
立場が非常に違つたわけでございます。しか
し、さつきも私、和田さんに御答弁いたしました
ように、これは私の量見が狭いかもしれないので、
もう少し勉強したいといふことで、いまあら
ゆる知能、経験者の御意見あたりも聞きたいと
思つていますが、いまの信念をいたしましては、
異質のものだといふ立場に立つてお断り申し上
げたい。こういう信念は、昨年の十二月、これを
貫いてまいりましたが、そういう考えをただいま
持つておられますことをはつきりお答えして差し
つかないと思つております。

○伊藤(憲)委員 だからそこをがんばつてもらい
たいわけですね。
そこで、自民党の通信部会で、きのう急いで議
員立法をするといふことが新聞に出ていました
ね。それで、少なくとも三つの点についてどうい
うふうにしていきたい。たとえば、現在一千億と
いうワケをつくつても、将来これがどんどん大き
くなつて一兆円ぐらいにもなるというよりなおよ
れがある、これに対して歯どめをつくらなければ

ならないということ、これは全く大蔵省側に立つ
た意見ですね。それから金利に關しては、大蔵省
の権限は郵便貯金には及ばないから、及ぶように
するのだ。さらにこの金利の引き下げについては
預金も下げなさい。こういう三つの骨子を織り込
んだ自民党の議員立法の案が出てゐるというので
すけれども、その点もう少し明確にだれかわかり
ますか。

○廣瀬国務大臣 これは党のほうで取り上げまし
て、議員立法で出したいといふことで、一昨日か
ら動きが非常に活発になりました、きのうは、そ
ののための推進議員連盟というのがあるわけでご
ざいます、これを承りますれば、与党の議員は衆
参合をせまして二百七十七名というのが半数程度
のようになつておられますが、そのうち三百名も署名
がとつておるそうでございます、その勢い
でそういう氣勢が上がりまして、議員提案で出そ
う。それに基づいて、きのうは、もうすでははつ
きりした具体的な、こういう議員の方が考えてお
られます案の内容ができておるわけでございます
から、それを政調会の段階でいろいろ討議されま
して、その結果、政調会長に庶民金融の道を開く
といふ前提でお預けしたというように私は承つて
おるわけでございます。

そこで、党としましては、政調会長が調整をし
なければならぬという段階になつたわけござい
まして、その調整につきましては、私と大蔵大臣
がきつと呼び出しを受けるかと思つておるわけ
でございますが、まだそういう予告あたりも全然ご
ざいません。予備会談があつたわけでも全然ご
ざいません。しかし、そういうことが当然予想され
るわけでございます。

その上で、さつき先生申されましたようなこと
を、具体的にいろいろ、大蔵省サイドに立つてお
ります議員の連中はこういうことを考えておる
が、それに対して郵政大臣はどう考えるかとい
うようなお話があるかと思つたわけでございますが、
それに対しては、さつき申しましたように、
郵便貯金制度そのものを、大蔵大臣と共管とか、

あるいは大蔵大臣に金融一元化で移せというよう
なことに對しましては、これは絶対に賛成できな
いことは常識的に御理解いただけると思ひます。

その次に、さしたつての、たとえば当面いた
してあります日本経済の非常な苦境を打開するた
めに、今度はひとつ公定歩合の引き下げに應じて
銀行預金の利率を下げるから郵便貯金も下げるよ
うにしてくれぬか。これと取引では決してござい
ませんけれども、時期がちょうど一緒になつたも
のですから、そういうような話があつたと思ひま
すが、これに對しまして、私はただいまの信念
から申しましてお断りするといふことになつた
わけでございます。

三番目の歯どめの問題につきましては、これは
さつき申しましたように、郵便貯金の貸し出しと
いうのは、決して金融と融資とかいふのでなく
て、いわば引き出しのためのそれにかわる立てか
えだといふような意味に解釈いたしておるわけ
でございますから、財政には全然關係ございませ
ん、歯どめなんといふ必要もございませんと
いうようにお答えしようかと、このように考えて
おるわけでございます。

○伊藤(憲)委員 大蔵省の方、いま大臣から答弁
がありましたけれども、自民党の歯どめのための
議員立法、この考え方については、大蔵省は考え
は一緒ですか。

○磯辺説明員 歯どめと申しますと、いかにもこ
れを制限してしまふとか、あるいは狭い分野に押
し込んでしまふといふふうな、ちよつと誤解を招
かれそうなのはございませぬけれども、大蔵省
として考えておられますことは、もしこういふ制
度が發足いたします場合には、ただいま郵政省の
貯金局長のほうからお答えいたしましたように
に、やはりこれは財政の原資として郵貯が持つて
いかれる。しかし、そのほかに払い戻しのために必
要な手元現金と申しますか、それは幾らかという
のは、毎年財政計画で一応振り分けが行なわれる
わけでございます。ですから、そのときに、たと
えば財政原資はこれだけ、それから郵貯の今度貸

し出しに回す原資はこれだけ、払い戻しをする金はこれだけというように、そこで一応一つの財投計画の一端として交通整理が行なわれるのじゃないかと考えるわけでございます。

それで、これはまあ全くなりの試案で、ここまで申し上げるのはいかかと思ひますけれども、たとえば貯金の毎年増加額の一定相当額を基準にするとか何とか、そういうことで全般的な規模がふくらんでまいりますと、こちらのほうの制度が発足するといいたしますと、この規模も自然な形においてふくらんでくるというのは当然だろうと思ひます。

○伊藤(憲)委員 私には先ほど大臣に申し上げたのですが、今度の庶民金融制度は非常にいい。ただ、これは小さくできたけれども大きく育ててほしい、これは国民の願望だろうと私は思ふ。それで、これが一千億なら一千億というよりなワクをびしっとはめ込まれてしまふと、結果的にはなかなかさうはいかなくなるわけですから、いまおっしゃったように、毎年毎年の財投とか、あるいはまたほかの融資の問題で一つの予算みたいなものがあつて、その計画がある、だから、その手前からもやはりある一定のものはきめてもらふねとやりにくいという、この趣旨はわかります。しかし、そのことが即ちね返ってくることは、いま言つたように、もうきめてしまふと結果的にだめになるのじゃないか。私は、現在の十万円を三十万円にふやし、現在の半年を一年間ぐらいに将来するべきだと思ふ。前向きで今後は考へていくというよりなことを言つておるわけですから、にもかかわらず、そういう法律ができてしまつた場合、できなくなつてしまふ、はつきり申し上げると、だから私は、大蔵省においても、自民党の立法をしていくことは、大臣の話によれば、何か大蔵省側に立つた自民党の議員の方々が中心になつてやつてゐる。だから同じかと私は聞いたわけですが、だから私は、そのことをさつきも聞いたけれども、何も大蔵省さんにそんなに言われなくても、独自でやれるものであれば、郵政大臣は

ここで思い切つて自分の主張どおりやれ。いま自分分はどこまでも断つてやつていくというお話です。それから、それを郵政大臣がどこまでも承知しない限りは、庶民金融を大蔵省認めてもらつた、そのかわりこつちの議員立法もやむを得ないのだというふうに勘ぐられるわけですから、最近、新聞に書いてあるのはすべて誤報だと言ふが、実際は、その立場を明確にし、どこまでも強く主張して庶民金融の問題をはつきりしていかない限りは、これはもうどこまでも誤報は今後されていくわけですよ。

ですから、もし計画に伴つて、そういうような予算の金の使い方、財投とか、あるいはまたほかのもので使ふ。いままで集まつてゐる九兆五千億で、これに一年間に一兆八千億ぐらいの金が毎年入つてきてゐる。それを政府が運用部資金としてあつちこつち回す。その中で一千億ときまつていけばいいのだけれども、これが二千億なり三千億になつた場合は、予算の使い道について計画が立たないといふために、その歯どめとしてやるならば、まだほかにやり方があるのじゃないかと私は思ふ。しかし結果的には、すべての面でワクで押へてしまふ。大蔵省に關係のないような一つの問題も、この法律が立法化することによつて、実際には結果的には私が心配する方向で押へられてしまふ。このことが弊害として一番問題が大きい。ほかに方法は考へられないのかといふことなんです。大蔵省は専門家ですから、ほかに何かあるのじゃないですか。

○磯辺説明員 私たちが郵政省のほうからお見せいたした原案によりますと、ワクの問題については、法律事項にはなつていないように記憶しております。しかし、ただいま私御答弁申し上げたように、やはりこの問題は、一方においては、庶民に対してさういつた不時の必要な資金をお貸しするという制度であつて、確かにさういつた面では非常に意義があると思ひます。しかし、やはり同時に、現在約十兆円の残高を持つております郵便局が、この貸し出しをどんどん無制限と言つたら弊害がございますけれども、広がつてい

くといふことになりまして、やはりこれは民間の金融機関、特に中小金融機関との業務分野、さういつたことでいろいろと衝突が起つてきたり、また官業、民業のいろいろな対立といひますか、さういつた問題が起つては、むしろこの制度を発足したとしてもまたおもしろくないことではないかと、私たちとしては、特にこの制度発足後、ワクを縛りつけるというふうな意味ではな

くて、やはり広い意味で官業、民業のバランスも考へていかなければならない。それから、財投原資に回しますと、それが国民公庫、中小公庫の資金ワクとなつて、民生安定あるいは国民の生業資金等に回されるわけでございますから、やはり一方においては、官業、民業間の業務分野の調整をはかり、財投原資としてはお預けいたしました郵政資金を国民公庫、中小公庫にだけ流していか。それからまた一方、その前の段階において、郵便局の窓口でお貸しする資金がどれだけあればいいか。こつちの全般的なバランスの上で立つて考へていかなければならない問題があるのだらうと思ひます。さういつた意味におきまして、やはり何らかのかつちにおいてこれを調整していかなければいかぬのではないかと、こつち考へております。

○伊藤(憲)委員 御心配よくわかるのです。それは大蔵省が日本の経済の流通機構から全般にわたつて責任を持つていらつしやるのですから、よくわかるのですが、まだ発足もしてない、しかもどうなるかわからない。しかも、さつき私、伺つたのですが、それこそ一番先の郵政省の案といふのは実に粗末で、それこそ十万円ぐらい想定しても借りるのが五万円ぐらいだらうとか、あるいは回転も四回くらいするのではないかと、さういふふうな、だれに聞いても、対象や見積もりというか、積算根拠というものが非常に問題があるようなことを言われているわけですよ。だから、その中でとにかくまずやらせてみて、そしてさういふ弊害があつたらケース・バイ・ケースでまたいろいろなかことを考へていくといふことの行き方が一

番いいのではないか。出発もしないうちからいろいろ条件をつける、さうじゃなくて、何のひももつけないでやらせてみて、問題があつたらまたそこでやる。いい点を伸ばして悪い点を押へる、こつちのことは、一つの仕事、一つの制度をやる場合には大事なことでないかと思ひます。

だから、郵便貯金について〇・二%の引き下げを市中銀行と同じような關係で考へてゐるようでありませうけれども、それをここで大臣が言つてゐるうちに、大臣のほうはどこまでも断つてゐるに、さういつた意味じゃありませんけれども、少なくともこの制度が発行して最初の少しの間くらいは、野放しというか、引き下げをしないでもやる気があるかどうか。これはあなたじゃ無理かも知れませんが、方法としてはあるのじゃないかと思ひます。

○磯辺説明員 先生御指の通りに、ちよつと私では御答弁できかねる大きな問題でございます。

○伊藤(憲)委員 さういつたわけで郵政大臣、がんばつて、国民の願望なんです。それから、預託者の期待を裏切ることがあつてはならぬと私は思ひます。今後どんな郵便貯金も集めて、そしてまた大蔵省さんにいろいろ使つてもらふにしても、引き下げなんといふことについては国民はものすごく不信を感じますし、であるならば、もう物にしようといふ者もたくさんいるといふことを頭に置いて、どうかこれは強力に本来の考へのとおりやることとが当然だ、さういふふうに思ひますが、その点、最後に。

○廣瀬國務大臣 銀行局の総務課長がおつしやることも、私もわからないわけではございませんけれども、現在をいたしましては、伊藤先生から御鞭撻を賜りましたような方向で努力を重ねてまいりたい、こつちのほうに考へております。

○伊藤(憲)委員 新聞を見て私が疑問に思ひます。これは五月十一日の東京新聞で、最近のも、佐々木日銀總裁は十日の記者会見で、最近の

金融情勢に触れ「郵便貯金など預貯金金利が下がれば公定歩合も下げざるを得ない」、こう言っているわけですよ。だから先ほど、そのうち下がるだろうというふうなお話がありました、もうすでに、下がることを郵政省で内諾とか、あるいはまた下がるというふうなことを何らかの方法で向こうに言っているような節に感ずるのですが、その点大臣どうなんですか。

○廣瀬国務大臣 日銀総裁としましてはそういうことを考えるかもしれませんが、私も、私も私ども独自の立場がございまして、そういうことで郵政省の立場を主張してまいりたい、こういうふうに考えます。

○伊藤(悠)委員 要するに、本人がその気じゃないのに、まわりが全部固められて言われているという点です。ですから、どうか前向きでその点は最初の構想どおり強力にやっていたいただきたいと思ひます。

そこで、沖縄の郵政業務の件で質問します。現在、沖縄の郵政業務で借金というか、赤字がある。その赤字はどのくらいですか。

○浅見政府委員 ただいまの御質問でございますが、向こうの一九七一年度までの累積赤字と、それから一九七二年年度の五月十四日までの赤字とに分かれますが、累積赤字をまずお話しいたしますと、一九六八年ぐらゐから年度の損益決算が赤字になってまいりまして、一九七一年度決算額まで、ドルにいたしまして三十四万七千ドル。これを一ドル三百八円で換算いたしますと、一億七百万円という累積欠損になっております。

その後の一九七二年度は五月十四日までの見込みに相なりますが、当初年間の見込みといたしましては百三十二万一千ドル、先ほどの換算率によりまして四億七百万という赤字が生ずる見込みになっておりますけれども、これは五月十五日以降なるべくすみやかに決算をいたしまして確定いたしましたと考えておりますが、現在のところそれほど多額の赤字にはならないだろうというふうに見込まれております。

「塩谷委員長代理退席、坂村委員長代理着席」
○伊藤(悠)委員 これは三百八円で計算はするわけですね。これに限っては三百六十円じゃないんですか。

○浅見政府委員 ただいまのところそういうレートで計算をいたしております。

○伊藤(悠)委員 これは大蔵省了解しておりますか。

○浅見政府委員 結局、復帰後、つまり五月十五日以後にいかにか清算をするかというお話し合いの中ではつきりすることになっております。

○伊藤(悠)委員 この借金はどちらが持つんですか。大蔵省ですか。それとも郵政省ですか。

○浅見政府委員 これは郵政大臣と大蔵大臣が協議して、その点についてきめるということに相なっております。

○伊藤(悠)委員 両大臣が協議してきめるといふことですけれども、廣瀬郵政大臣はどう思っておりますか。

○廣瀬国務大臣 まだ協議のチャンスはございせんが、事務当局から十分に説明を聞きまして大蔵大臣と協議をいたしたい、こういうふうに思ひます。

○伊藤(悠)委員 これは性格的にはどちらが負担することが妥当なんですか。

○浅見政府委員 私どもとしては、大蔵省と事務的な話し合いの過程におきまして、必ずしも現在明確にいたしておきませんが、両大臣間の協議において決する手だての中に、一般会計から補てんするということも含まれるという立場で今日までまいっております。

○伊藤(悠)委員 一般会計から補てんするということは、これは郵政関係の予算ですか。それとも大蔵から特別にお金をもらうわけですか。

○浅見政府委員 当省所管のものではございせん。一般会計からの繰り入れでございまして。

○伊藤(悠)委員 筋から言くと大蔵省に出してもいい、そういうことですか。

○浅見政府委員 はつきり当省の希望を申し上げれば、そういうことでございまして。

○伊藤(悠)委員 大臣、そういうことなんです、いかがですか。

○廣瀬国務大臣 私もそう思っておりますけれども、協議の結果どうなるか、その点は郵政省といひまして強く主張したいと思っております。

○伊藤(悠)委員 大蔵省ではどういうふうに考えていらっしゃるんですか。

○金子説明員 一般会計から補てんすることが一番すんなりしているというふうな郵政省当局はお考えになるかと思いますが、本件につきましては、一般会計から入れることについていろいろむずかしい問題が、少なくとも大蔵省サイドといひましてはございまして。

その理由は、沖縄の特別会計、公社等を本土に引き継ぐに際しまして、各特別会計、公社におきまして権利と義務をそれぞれ承継する、そういうたてまえで例の復帰の特例の法律にも規定がございまして、その結果、ほかの公社特別会計は幸ひ全部黒字を引き継いだものでございまして、そのまゝいたしておるわけでございますが、たまには赤字を引き継ぐことにならうかと思われるのは郵政特会だけであつたわけでございます。

ういたしますと、一般会計といたしまして、黒字はいたしますが赤字は一般会計から入れると言われども、これははなはだ困難な事情が発生するわけでございます。

第二点は、過去におきまして、郵政事業の赤字を補てんいたしますために、一般会計から百二十三億の繰り入れをいたしておりますが、それは一応貸借対照表上は一般会計に対する郵政特会の債務として残つておるわけでございます。この百二十三億をどういうふうな最終処理をするかということ、長い懸案にもなつておるわけでございます。

それやこれやを勘案いたしまして大蔵省の考え方をきめなければならぬというふうな考えておりますが、目下のところは両大臣協議というところでございます。

大蔵省としては一応白紙の状態

でございます。

○伊藤(悠)委員 おそらく、郵政業務の赤字だから全体の郵政の中で出してあげろということだろうと思うのですが、決して郵政全般にわたつてもそんなに景気がいいわけではないです、ほかの面からも黒字で大蔵省に入っている。法的にはむずかしいところがあるかもしれないけれども、大蔵省が出してあげることが妥当でないかと私も思ひます。

その点は大蔵大臣との政治的な折衝でございまして、その点については、いづれにしても、もし沖縄の方々の借金をそのままにということになるなれば、沖縄の方々がかわいそうですから、私は、どちらがやるにしても、こちらが持つてあげるべきだと思ひます。

しかしその際、どうしても郵政業務の中で言うと、郵政のほうでは、借金として残しておくということも考えられないことではないと思ひます。

ですから、大蔵省でやっていたくべきじゃないか、またしていただいたほうが沖縄の方々は喜ぶのじゃないかと思ひます。それは大臣の間の話し合いですから、これ以上詰りません。その問題はそれで終わりたいと思ひます。

大臣に伺いたのですが、五月十五日返還になりますと、郵便は、日本国内と同じように、手紙は二十円、はがきは十円で打つて送らうと思ひます。現在沖縄の県内の郵便というのは速達がないと聞いているのですが、速達というのは早く通信をしたいというところでやるわけですね。この点はどういうふうな考えているのか。

○廣瀬国務大臣 これは沖縄特別国会でも御答弁申し上げましたように、ただいま御指摘のように、郵便関係には速達制度がございせんから、一日も早く本土並みにやりたいと考えております。その後事務的にどういうふうに進んでおりますかは郵務局長から答弁させます。

○清田木政府委員 沖縄の郵便制度の中に速達制度はございせんが、御承知のように、いわゆる外国郵便を扱う制度として別配速制度というのが現在ございます。したがって、たとえば日本本土から沖縄に行く場合はいわゆる別配速制度。

速達に非常に似たものでございますが、そのものが沖縄に到着したときには、通常配達以外に別配達でやるという制度がございます。したがって、本土復帰後は、本土から沖縄に行く分は、別配達制度を利用すれば速達制度がそのままでできるというふうに考えております。したがって、問題は、沖縄相互間は現在速達制度がございませんで、これをどうするかということでございます。速達制度をしくためには、定員、運送便の問題、そういったものがございまして、私どもとしては、まず必要なところから早急に手をつけたい。できれば秋ごろまでには実質的な意義のある速達制度をつくっていきたくと考えております。

○伊藤(憲)委員 現在、沖縄の職員の方々は約千二百名くらいですね。このままでできるかできないかわかりませんが、そうなりましたら、今度は本土と同じようにポストをつくらしたり、また一日二回の配達を、速達というのには、本土でやっているのは一日八回くらいですか、そういうふうに回数をふやしてやるとかということがあると思うのですね。それは秋ごろからというふうにいま考えているわけですね。そういう予算措置も今度のあれに出てくるわけですか。

○清呂木政府委員 先ほど御説明しましたように、向こうは別配達制度というので、現在、大きな郵便局には定員でありますし、それから小さい局は請負によって、そういう郵便物が着けば呼び出して普通の配達時間以外にも配達する制度がございまして、それを利用すればかなりのところまで速達制度ができると思います。しかし、もちろんそれだけでは十分でございせん。それと、速達制度がどのくらい使われるか。沖縄の中の郵便の速度を考えると、速達と普通のとの速度の差がどのくらい出るか、もう少し検討しなければわかりませんが、しかし、一応秋ごろまでに、いわゆる請負制度的なものに対する賃金、それから定員についても、ある程度の予算はとれております。

○伊藤(憲)委員 それは金額にして幾らぐらいですか。あとでいいから言ってください。

それで、本会議が一時ですから、これからあと二十分間で、本土の広域時分制とか、沖縄のいまの電話の問題とか、いろいろ質問しますから、なるべく簡単にお願ひします。

電話の問題ですが、返還になりますと、いつごろまでに本土並みになるか。料金は三分の一といわれておりますけれども、どういふような形で計算されるのか。それから、電話設備が非常に高くなるということがいまいわれております。ほかのものについては段階的にいろいろ押えているのに、なぜ電話料だけをすく一挙に本土並みにしようとしているのか。その辺、伺いたいです。

○柏木政府委員 電話の関係の料金は、一般に復帰と同時に本土並みの料金制度となるわけでございます。ただ、例外的な措置をいたしまして、たゞいま御指摘の設備料でございますが、これは最近本土では、数年間に二度設備料を引き上げております。一万円から三万円、五万円というところで、現在五万円の設備料が要るわけでございまして、これは、急速なる設備拡張の必要上、こういう措置をとったわけでございまして。

そこで、本来ならば、復帰と同時に、架設された電話につきましては全部五万円の設備料をいただくということになるわけでございまして、沖縄の本土復帰につきましても、特殊な事情もございまして、この点につきましては、特別措置法によりまして特別措置を設けまして、段階的な措置をする。つまり、昭和四十五年の十一月二十日までには申し込みになったものにつきましては、従来と同じ九千円でおつけするようになります。それから昨年の六月十七日までには申し込んでおられる電話、これはまだかなり積滞があるわけでございまして、それをおつけする場合には三万円にするという特例をとっております。

なお、その他の料金全体につきましては、かなり大幅に下がるといふことが言えるかと存じます。たとえば電話の一番基本になります月々の基本料でございます。これは那覇の局の場合でございますが、一ドル三百八円という換算で計算をいたしますと、現在、沖縄にはまだ事務用、住宅用の区別がありませんが、事務用、住宅用ともに千八百十五円でございます。復帰となりますと、事務用につきましてはこれが千円になりますし、住宅用については七百円という、かなり大幅な引き下げになるわけでございまして。

それから、電話の自動局では度敷料を取っておりますが、一度当たりの度敷料が御承知のように本土では七円でございますが、沖縄におきましては二セント、六円十六銭ということでございます。これが若干上がることになりましたが、そのかわり、公衆電話の場合ですと、現在十円の度敷料に對しまして、沖縄では十五円四十銭であるわけでございまして、これもかなり引き下げになる。それから市外通話、特に本土との間の市外通話は、これはたいへん改善されることになりました。たとえば那覇一名護國の通話でございますが、現在三分間六十一円でございますが、二十一円になる。あるいは那覇一石垣島間、これもやはり三分間でございますが、二百四十六円が百八十円になるといふようなことになりましたし、さらに、那覇一東京間は現在八百九十六円でございますが、これが三百三十円。こんなふうになる次第でございます。

○伊藤(憲)委員 だから、電話の場合は、本土並みにしますというわけですよ。ただ設備料だけがうんと上がるわけですね。昭和四十六年の六月十八日以降については全部高い値段になるわけでしょう。だから、もう少し暫定期間をとって、もう少し値上げする期間を置いたほうがいいのじゃないかと思うわけですよ。そういう考えはもう全然だめですか。

○柏木政府委員 その点は、特別措置法の立案過程におきまして、沖縄の関係の方々の御希望も十分伺いましたし、また、関係省庁ともいろいろ打ち合わせいたしました。日本電信電話公社のはうでは、これはできるだけ本土並みのままに設備料を引き上げたいということであつたわけでございますが、大臣のお考えで、このような法案で国会で御承認をいただいたという経過があるものでございまして。

○伊藤(憲)委員 もう法律が通つたからだめだというわけですね。わかりました。

それから放送の問題です。放送の問題については、現在FBCですか、VOAですか、いろいろ放送局があるわけですね。その実態は御存じですか。

○廣瀬國務大臣 問題のVOA並びに極東放送の問題につきましては、私は現地へ行ったことはございせんけれども、いろいろ資料によつていささか勉強しているつもりでございますが、実態というのがどういふ意味でございまして、わかりませんけれども、これは沖縄国会で御答弁申し上げましたような方針で暫定措置を講じていくというようになつておりました。傍受の施設が問題になりましたわけでございますが、これは暫定予算でありましたのと、もう本予算が通りましたわけでございまして、五月十五日でございまして、いづれにいたしましても、傍受のための特別な建物の建築にはどうしても間に合いませんので、さしあたり大宜味というところに傍受の施設をやりたいと思つておりますが、大宜味の郵便局を利用いたしまして、そこで臨時的にやる。本格的な建物が大宜味の町にできずまでは、局内で傍受いたします。それから録音も大宜味でやるようにいたしておりますが、将来は、録音のほうは大宜味から六十キロ程度でございまして、かなり離れた地域にあります那覇でいたす。そしてその録音によつて、不届きなこと、不都合なことがあれば、直ちに日本政府の見解をアメリカ政府に申し入れるということが、もう五月十五日の初日から、あるいは中波が一波と短波が入つたかと思ひますけれども、すべての電波について傍受いたします。これはVOAでございまして、そのように考えております。

○伊藤(憲)委員 五年間の暫定期間を設けてやるということですか。いまのお話ですと、相当電波をここの録音でとって、問題があればチェックする、こうおっしゃいましたね。アメリカはいろいろな電波を出しておるわけです。いろいろ電波とか周波数が違うわけですが、その五月十五日時点では、いかなる中波、短波といえどもちゃんと録音できるような設備が郵政省としてはでき上がるのですか。

○廣瀬国務大臣 本格的な準備は間に合いません。すけれども、いろいろな機械なんかも既存のものをあつちこち集めて、録音するというところにいたしておきます。建物も大宜味の郵便局をしばらく利用させてもらおうというところで、最初から遺憾のない措置を講じておる次第であります。

○伊藤(憲)委員 当然この謀略放送を続けられたらたまったものじゃありませんから、その点はそれなりの録音なり何なりやるそうでありますけれども、しっかりとチェックしていただきたいと思ひますね。

それで、幾つかの周波数に合うものはいま準備してあるわけですね。そしてそれがもう五月十五日以降は、すばつといかないにしても、そういうた施設や郵便局でやるのは、少なくともいつごろから正式に軌道に乗せる予定ですか。

○廣瀬国務大臣 建物を新規につくるのがいつごろに完成するかと思ひますけれども、しかし、初日の十五日から臨時的な措置を講じまして、遺憾のない措置をいたしたいと考えております。

○伊藤(憲)委員 いづれから軌道に乗るのか、それだけ教えてください。

それで大臣、予鈴が鳴ってもうあと五分しかないで急いで聞きますけれども、要するに広域時分制、三分間で今度は自動的に値段が上がるというふうなことが実は昨年の法律で、今度の料金については政令できめるといふふうなものが通つてしまつたわけですよ。ですから政令に基づいて広域時分制をいさぎめようとしているわけではし

ら。聞くところによりますと、何か六月の十一日くらいから日本の何カ所において試験的に実施するといふふうに聞いておりますけれども、それは現にどうなっているのか。

○柏木政府委員 公衆法の施行によりまして、広域時分制につきましては、本年の九月一日から十二月三十一日まで間の時点の政令で指定することになっております。その時点から一カ年の間に全国的にこれを実施するということになっております。そのための準備をいま急いでおります。いろいろの交換方式等もございまして、地況に合うような設備が必要でございまして、そのための先行的試行実施を六月十一日から全国六カ所というところで進めておりますが、沖縄も当然これに含まるわけでございますが、現在のところ、沖縄についていつごろするかというところは、まだ工事の都合上はつきりいたしておりません。本土と合わせましてこれを実施するというところで取り計らうつもりでおります。

○遠藤説明員 六月十一日に、ただいま監理官が仰せられました試験実施を行ないますところは、全国五百六十二のグループのうち六つでございまして、北海道の余市というところと北陸の敦賀、長浜、小浜、兵庫県の三田、それから九州の原、このグループ、これは行政区画ではございせん、このグループ、これは行政区画ではございせん、私どものほうで単位料金区域といつて、全国五百六十二に分けてあるものの名称でございしますが、そのグループでございまして。

○伊藤(憲)委員 これは三分間たつたら自動的に七円が変わるのですか。それとも切れるのですか。

○遠藤説明員 三分ごとに上がっていくので、切れるのはございせん。ただ、それも誤解がないように申し上げますが、従来の市内通話というものはございせん、標準市内といわれた相当広い、それを広域と申すのですが、広いところにつきまして三分ごとに上がる、こういうことでございます。

○伊藤(憲)委員 たとえばこれは東京都内で

と、都民は非常に興味をもつて感じるわけですよ。なかなか三分間で話が済まない場合が多い。いないときに呼び出してくるのに時間がかかる場合がある。確かにこの広域時分制というのは、遠い人は得するかもしれないけれども、少なくとも近間にかける方々は、あるいは東京に住む方々、都会に住む方々は非常に大きな関心を持つてい

るわけですよ。しかもこれは六カ所ですか、いま言いましたね。試験実施だけでもそこからも値

段が上がっていくわけですよ。どうなんでしょう。か。

○遠藤説明員 基本料は据え置きでございまして、いまの通話料にしましては新しい通話体系になります。したがしまして、三分で刻みますところについては値上げでございますが、また値下げの部分も一応考えてございまして、新しい料金体系にするわけでございます。

○伊藤(憲)委員 だから、要するに六カ所から、いま言った北海道の余市であるとか、あるいはまたずつと来て九州の前原ですか、六月十一日から実質的に広域時分制が適用になってそのまゝ値上がりする。あとについては政令によつてきめる。要するに、その電話局の度敷計みたいなものを変

えるわけでしょう。その工事が終わると同時にど

んどんやつていこうという考えですか。

○遠藤説明員 簡単に申し上げますとそういうこととございまして、現在度敷計のメーターの改造工事をやつてあるわけでありまして、そうしてある時点を区切つて、たいてい土曜日の夜、日曜日の早朝に切りかえを行なうわけでございますが、全国二千万以上電話がございまして、先ほど監理官言われましたように、ほぼ一年間にわたつて逐次行なう、その第一番目の試験実施が六月十一日

というところでございまして。

○伊藤(憲)委員 政令で行なうことになっているわけですが、大臣、これはたいへんな問題なんですね。私も都内に住む者から言へば、地方が安くなるということがあります。地方が安くなる、同時に都内、近間に対して、逆に言えば、

遠くのほうを安くして近くに連絡する人たちに負担させるというふうな見方も実はできるわけですよ。全体としてはやはり必ず増収という形になることは明らかでしょう。それで、少なくともこの都会に住む方々には、三分ごとにほんほん上げられたらほんとうに実質的な電話の値上げだといふふうに考えているわけですね。だから、何もあ

りまして度敷計を直すのではなくて、試験の区域が

ありますけれども、それでいろいろな問題があつたら、時期をずらすなり一回検討するといふことは考えられませんか。

○廣瀬国務大臣 私は、この広域時分制の電話料金への改定は、全国的に申しますと電電公社は減収じゃないか、このように考えておりますが、電話のほうはかなり値上がりでございまして、すけれども、これは、昭和二十八年から十九年間でござい

ますか、全然料金をいじらなくてほとんど赤字がふえていってございまして、電報の経営は非常に困窮いたしておるわけでございますけれども、電話は相対的に値上がりではないようでございます。しかし政令は、おっしゃる通りに、非常に慎重にやらなければいけない、こういうふうに考えております。

○伊藤(憲)委員 もう本会議ですからこれで終わりますけれども、いずれにしてもやはり私たちが、大衆が利用するそういうものについては、国鉄も上がり、あるいはまたすべての公共料金が上がつていく中で、電話なんかは非常に今後活用すると思つたわけですね。ですから、どうか実質的な値上げにならないように今後検討していただきたい、こう思ひます。

○廣瀬国務大臣 御趣旨はよくわかりましたので、その点よく検討いたします。

○伊藤(憲)委員 終わります。

○坂村委員長代理 午後二時より委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時休憩

午後二時十分開議

○坂村委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長所用のため出席がなくなりますので、指名により私が委員長の職務を行ないます。

郵政省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。伊藤惣助丸君。

○伊藤(惣)委員 午前中に引き続きまして、先ほど、沖繩のVOA並びに極東放送、これに關しましては向こう五年間暫定的に使用を認めた。その場合、この放送内容については、郵政省は五月十五日以降どこかの郵便局に中波並びに短波をあわせて録音をとる、録音をとったものを検討してチェックする、こういう話があったわけですが、その点についてもう少し明確に伺いたいと思ひます。

○廣瀬國務大臣 VOAにつきましては、傍受の施設をいたしまして、すべての電波について記録して、これに基づいて不適當な放送があればこれをチェックして日本政府の見解をアメリカ政府に表明するという事になっておるわけでございます。ところが、五月十五日からの復歸ということになりましたので、急いでそのための施設をつくりまして、その他の施設をしなければならぬということになるわけですが、第一に庁舎が間に合いませんわけでございます。それと、復歸ができないと日本の本土でございせんから、向こうに家を建てるなんというこの作業ができないことは御推察いただけるとおりでございます。そこで、さしあたり五月十五日に間に合いますように、そのVOAの中継放送のすべての電波を傍受する施設を大宜味にやることにいたしております。

この大宜味というのは、VOAの中継局から五、六キロ離れている地点にあるそうでございますが、その大宜味に建物を建ててそこで受信するわけでございます。建物が間に合いませんので、大宜味の郵便局を借用いたしまして、その郵便局の一部に受信と記録の設備をすべてやるわけであ

ります。本格的に言いますと、大宜味で受信して、それをさらに六十キロばかり離れております那覇で記録いたします。受信は大宜味でやりますけれども、記録いたしますのは那覇でございませう。大宜味から那覇までは有線の回線を送ることにいたしておるわけでございますが、そういうような設備が間に合いませんので、大宜味の郵便局を臨時に使わせてもらって、そこに受信、記録のための設備、機械類すべて現存のものをあちこちから寄せ集めまして、そして受信、記録に遺憾なきを期しておるわけでございます。でございますから、五月十五日から、波は中波が一波、短波が八波であるかと思いますが、そのすべての電波を受信し、記録いたしまして、本格的にやったら同様なことを最初のときからやるわけでございます。この措置についてはすべて遺憾なきを期しておるわけでございます。

いま郵政省のほうで調べましたところが、本格的な建築は大体八月ごろにはできるであらうというところでございます。それから建物も機具類も新しいもので同じようなことをやる。場所は、受信と記録が大宜味と那覇と離れたところになるわけでございますけれども、すべて遺憾のない措置を講じて傍受の施設の役割りを果たしたい、こういうことで考えておるわけでございます。

○伊藤(惣)委員 もう一つの、沖繩の郵政業務について予算措置をどのくらいしたかということについて回答がなかったわけですが、それと関連しまして赤電話の件で、先ほど和田委員の質問の中にも、今後は、ポストとか公衆電話とか、ああいふものをたくさんつくっていくというお話でありましたが、そこで一つ問題があると思ひます。というのは、赤電話は確かに多いんです。だけれども、夜になりますと全部しまつてしまふんです。結局は、夜出してくるならば非常に都合がいいんですけれども。たとえば、新開地のマーケットであるとか、新開地のたばこ屋さんだとかありますけれども、夜になりますと全然電話がなくなる地域が東京でもたくさんあるわけだ。赤

電話は個人が管理して非常にいい点があるわけですが、けれども、夜になりますとそういう点が非常に不便で困るというふうに私は考へておるわけなんです。それが、それに対しての基本的な考え方ですね。私はやはり、ある一定の区域には、犯罪防止という意味からいっても、最近の公衆電話ボックスというものは非常に明るいので、防犯灯の役目も果たすということも考えられますので、赤電話をたくさんつくることがけっこうだけれども、夜使えないような赤電話の行政指導、こういうものができないのかどうか。この点もあわせて答弁願ひたいと思ひます。

○清呂木政府委員 先ほど御質問の沖繩における速達制度を実施するための要員及び予算措置の問題でございますが、定員関係につきましては二十三人を予定しており、いわゆる集配請負——先ほど賃金と申しましたが、請負費をやっているいまの別配達、これをさらに大幅にするための金が五百八十九万円、この二つでもって大体主要部分の速達制度が秋ごろには実施できると考えております。

○柏木政府委員 公衆電話の問題でございますが、ただいま御指摘の普通公衆電話と申しておりますもの、赤電話ではない、青電話と普通言いますが、これは公社のほうでも相当力を入れまして、住宅地区等においてもできるようにいま相當数の計画を進めております。

なお、問題の赤電話のほうでございます。これは委託しておりますので、店が締まると取り込んでしまふというところが多いわけでございます。また、その利用方法につきましては最近種々の苦情も伺っておりますので、電信電話公社のほうにいろいろ改善について検討させたいと思ひております。

○伊藤(惣)委員 こういう点は大事な問題です。要するに赤電話を取り込んでしまふという理由は、一つは電話荒らしなんということ、お金が入っているからじゃないかと思ひますが、幾つか理由があるだろうと思ひます。または、それを

表に出すことによつて戸締まりが上りまくないか、あるいは、そこに赤電話があることによつて、不審の男がいてもチェックできないとか、いろいろなことがあるだろうと思ひます。現に、そういう取り込むことについては、非常に数多くの入から、電話局に対して、苦情だとか、あるいはまた出してほしいというようなことが相当来ているだろうと思ひます。そういう点について今後どう行政指導をされる考へなのか。その点いかがですか。

○柏木政府委員 これは、どこに置けば夜間におきまして必ず電話をかけられるかということで、普通の公衆電話のあり場所と、それから先ほど申しました赤電話との組み合わせの問題になると思ひます。電電公社のほうでは、普通の公衆電話のほうの増設も毎年いたしておるわけでございますが、その面でも、足らぬ場所等につきましては、赤電話の利用を、もう少し夜間でも利用しやすくするということになるわけでございます。その点につきまして、もう少し電電公社のほうとも具体的に詰めていきたいと思ひております。

○伊藤(惣)委員 それは早急に検討して実施されるように、私、要望します。いわゆる青電話についても一つの条件があると思ひます。だけれども、公園であるとか大衆の集まる場所には、申し込みがあるからつけないということではなくて、公共施設あるいは公共性の大きいあき地とかいうところにはある程度義務づけるとか、そういう考へに立つて整備できないかどうか。その点いかがですか。

○柏木政府委員 ただいまお示しの御方針をあらわしまして、今後ともさらに検討をいたしたいと思ひます。

○坂村委員長代理 受田新吉君。

○受田委員 廣瀬郵政大臣は、御就任以来、非常に精勵格闘して、郵政事業という大事な仕事を國務大臣としてやっておられるわけですが、郵政省設置法の一部改正に対する問題点を一、二点、及び郵政行政全般に影響する基本的問題数点を取り

上げて御質問申し上げ、名答をいただきたいと思
います。

最初に、この法案そのものに關係するのです
が、東京における郵政局を関東と二つにするとい
う御計画、これは郵政局だけであって、郵政監
察局や関東電波監理局のごときものはそのままに
しておくという理由。特に郵政局だけが仕事が多
なっております。郵政監察局や電波監理局は仕事
が少なくて、ふたつに、明確に郵政局のほうだけ
が事務量が非常に多くなったという理由だけで
ございますか。

○廣瀬国務大臣 事務量から申しますと、東京郵
政局はかりでなく、東京に位しておらず郵政監
察局あるいは関東電波監理局、いずれも他の同種
の局に比べますとかなり多いわけでございますけ
れども、しかし、東京郵政局はそういう状態がも
つ満度以上になっておまして、これだけは何と
しても早く救済しなければならぬというよう
な、限界を越えるような状態にまで達してござ
いますので、今度はこれだけ手をつけて、二つに
割って、二つの郵政局で東京と関東を担当して
もらうということにいたしましたわけでございます。

○受田委員 法案そのものの質問の御通告を申し
上げることと忘れたおたつたわけ、申し
わけないのですが、この法律案を見ると、どう
してもお尋ねしなければならぬ。しかし、これ
は常識でお答えできる点です。ややこしければ事
前に御通告しておきましたけれども。

よく覚えておるのですが、五十五国会で私、当
委員会ではいろいろ話し合いに尽したわけですが、
四十二年三月の行政簡素化の關係法案のときに、
地方の局を整理する、これは長野と金沢とを一本
にする、広島と松山を一つに合わせる、こういう
ように郵政監察局をまとめる。つまり地方局を減
らして東京の局の網を敷くとした御計画があ
ったわけ。それから五十八国会で、本省の
郵政監察局を廃して首席監察官を置く、こうい
う改正が行なわれた。

私、郵政行政は、昭和二十四年以来、廣瀬先生

と長い間關係している問題であるだけに、大衆
サービス官として、この役職がよかれかしと祈
る議員の一人です。今回、郵政局だけが、全国
三分の一の業務量を持つほどの東京の局が二つに
分かれる。これは私は一応うなずけるのですが、
ほかのところへやがて犠牲が波及するといふ、か
つて五十五国会当時問題になったような、松山や
あるいは長野、金沢等に犠牲が及ぶような憂い
もなくなつたのでしようか。まだどこかで煙が
くすぶつておるのですか。行政管理局との相談
などどういふ話になっているかをあわせて伺いた
い。

○廣瀬国務大臣 御承知のように、現在の政府
は、そういうような新しい局を一つビルドするた
めにはどこかの局をスクラップしなければならぬ
という方針を持っておるわけでございます。こ
れは理屈に合っているか合っていないかわかりま
せんけれども、そういうような方針を堅持いたし
ておるわけでございます。実は東京郵政局の分
割にいたしました。そのような方針を守つてお
りますのは行政管理局でございますけれども、こ
の行政管理局に對しまして、そういうスクラップ
を出さずに、東京郵政局は、郵便だけに例をと
りまして、全国の四割を担当いたしておりま
すし、それから最近、おかげさまでまきり運
配というものはなくなつてしまつたわけござい
ますけれども、郵便物の運配が多かつたときは、
全国の運配の六割程度が東京郵政局關係の局にお
いてあつたわけでございます。そういうような
現実でございますから、どうしてもこれは二つに
分けなくちゃならぬ。これは最近の状況がそう
であるばかりでなく、十年來そういう状況が続
いております。

でございますから、郵政省といつたしましては、
東京郵政局を他の役所のように、私どもに近い例
は電電公社でございますが、電電公社は二つ東京
と関東と電氣通信局を持っております、そういう
ような他の機関のように、ぜひ二つに分けたい
いうことで考え続け熱心をしてまいりましたけ

れども、スクラップを出せというよりなことで、
またスクラップを出すことについては、先生御指
摘のようになかなか反発が強いわけございま
す。

そういうことで今日までずっとできなかったわ
けでございます。私のときも、そういうスク
ラップを出さずに何とか認めてもらいたいとい
うことを行政管理局に折衝いたしましたけれども、
なかなかうんと言わない。そこで、結局金沢郵政
監察局を犠牲にして、これを他の郵政監察局に併
合いたしましたスクラップを出そうかという案で
最終的には行政管理局にお願いしたわけござい
ますが、やはり案の定地元のはうが、關係が三県
ございまして、三県が強い抵抗を示しまして、ス
クラップまかりならぬ、廃局まかりならぬとい
うことになりました。それから、それで御破算に
しようか、涙をのんで引き下がろうかと思つてお
りましたところが、幸ひ党のほうで、郵政省は、
いま先生がおっしゃる通りに、庶民の機關であ
り、そして現業官庁だから、他の役所はスクラッ
プ・アンド・ビルドという原則は一貫するけれ
ども、郵政省に限つてビルドだけを認めることにし
ようというので、幸ひにもう一つ郵政局の増設
と申しますか、東京郵政局の二分割ということが
認められることになつたわけでございます。郵
政省としましては、ほんとうに長年の熱願がか
なつたわけでございますから、どうか先生、ひと
つ一日も早くこの設置法をお通しいただきまし
て、この悲願を名実ともにかなえていただくよう
に切にお願い申し上げ次第でございます。

○受田委員 大臣の熱心な御要望はよく理解さ
せていただきます。同時に、業務の量というものが
従来の東京郵政局は非常に多かつたのが、今度関
東と二分されてくるわけでございますが、郵政監
察業務もその業務量に比例してやはり多いわけ
です。東京郵政監察局だけが二つの郵政局の管内を
担当するという異例の現状ができてきたわけ
です。郵政監察業務も、やはり郵政局の仕事がふ
えると同じようにふえるはずなんです。これは犯

罪などもきつとそこから同じような割合で出てく
るわけ。そうすると、東京郵政監察局だけが
ばかに大きな負担を背負う。長野や金沢は比重の
点では非常に軽くなるということが当然起つて
くるわけですが、その問題の処理を御検討され
たことがございましてどうか。これは官房長でも
けつこうです。

○森田政府委員 お答え申し上げます。
監察局は十局ございまして、その中で東京郵政
監察局が、犯罪の件数といひ、調査の局数とい
ひ、調査の件数といひ、一番多いのは先生御承知
のとおりでございますが、私どももいたしまして
は、もしできますならば、東京郵政監察局も二分
割いたしまして、おのの郵政局と同じ管轄区
域を持つ監察局を二局つくりたいのはやまやま
でございますけれども、ただ焦眉の急として東京郵
政局の現場を扱つております事務のほうはきわめ
て困難になつておるという点が第一点。

それから、これは非常に技術的な問題ござい
ますが、監察の仕事の犯罪捜査なり調査、考査と
いいますのは、各県に支局というものがございま
して、実務のほうは各県庁所在地の郵便局と併置
されておりますが、そこで実際の仕事をやつてお
りますので、量の増加ということがござい
ます。必ずしも一局で不満足ではない、一生懸命に
やればできるというところでございます。東京郵政
監察局だけは、ほかの監察局に例を見ない次長ク
ラスといひますか、総務監察官と称する次長クラ
スの監察官が二名増置されております。局長を助
けて事業をやるといふことでございまして、曲
がりなりにもやっております。ただ、長野なり金沢
なりに比べますと、非常に事務の量が多いとい
うことははっきり言えると思ひます。

○受田委員 この問題は、郵政行政を円滑に遂行
するための措置としてこうした法案に盛り込んで
おられるわけですから、その点はよく理解できる
ことです。けれども、そうした別のほうでアンパ
ランスが出てくるという問題をどう処理するか。
やはり同じ次元の問題として考えていかなければ

ならない問題だ。一方では行政の簡素化のことに協力してもらわなければならない。一方ではそうした業務の適正な運営についての配慮をしなければいけぬ。なかなかむずかしい問題ではあると思ひます。

そこで、東京が二つに分かれる、監察行政は依然としてまだ一本である。関東電波監理局も一つである。電電公社はとくに分かれておるが、そのいまの監察と電波監理とはそのまま残っておるというちょっとしたアンバランスがあるのです。現実にはそれが初めて出てきたのです。郵政局と郵政監察局は車の両輪だとわれわれは考えてきたわけですが。郵政行政と監察業務とがびつちり合つて国民の期待にこたえるお役所になれると思つておつた。ところが、一つだけへんばなものが出てきたわけですが。これをどう処理するかは御検討願ひたい。

そしてちょっと待遇の問題に触れるのですが、地方の局長さんについては、行政職の一の局長と、一部が指定職になつておいでになる。指定職を従来四人もらつておられたようですが、今度二つに割れて四人そのままになるのか、地方局の指定職は一人ふえるのか、それはどう御相談がされておるか、御答弁願ひたい。

○浅尾説明員 答弁いたします。
現在、東京郵政局長は指定職乙ということになつておりますが、今回の法案を御審議いただきまして可決されるということになりますと、関東郵政局長は指定職乙ということで予算上は認められております。

○受田委員 そうすると、指定職が五人になる、一人ふえる、そういう計算にしているということでございますね。そこで、東京、関東、大阪、それから郵政監察局は東京、電波監理局からも一人、こういうふうな配分になるのか。あるいは別に、勤務する局でなくて、人によって指定職はきまるのか。これはどういう運営にしているのか、御答弁願ひたい。

○森田政府委員 本来、職階制ということですが

と、その人のいかんを問はず、たとえば東京郵政局長になれば指定職乙ということになるのが理の当然でございますけれども、人事院で各省間のバランスその他をならんでおられまして、やはり人につく部面もありということでございますので、今般この法律が可決されて実施されるときになりましてならば、人事異動をやらなければなりませんので、その人の経歴その他をまた勘案いたしまして人事院と御相談することに相ならうかと思ひます。

○受田委員 そうした場合に、人事院とも御相談しなければならぬことなんですけれども、東京と関東が指定職の乙、こういうことにされることになる、二つに割れた、どちらも乙としてそのまま残るということになって、いまのように人を中心とすることになれば、別のところに指定職乙の人を持つていくべき場合が起こるとすれば、分かれた関東のほうも乙だときめるのは問題じゃないかと私は思ふ。

○森田政府委員 それは、先ほど申し上げましたとおり、本来ならば、局の格といひますか、定員なり業務量その他から比べて、この局が指定職乙の局であるというふうになるのが筋道だろうかと思ひますが、先ほど申し上げましたとおり、今度の人事異動の結果によつて御相談せざるを得ないというふうにならうかと思ひます。

余談でございますが、たとえば人によるというのは、私が昨年官房長を拝命いたしました、ポストとしては指定職甲ということになつておりますが、私まだ若輩でございますので、現在のところ指定職乙であるというふうなことからわかつてすように、やはり人によつて若干期間を持つていうふうな操作は人事院と御相談してやることになつております。

○受田委員 そうしたことは御検討いただくことですが、どこかのポストが指定職と、そのつとめる役所、それからまた人。人事配置の上で、高禄をはまれる人が地方に出られることが必要な場合が起るのです。東京には常に優秀な老練な人と限

らないで、地方にそういう人が出られる必要が起る。こういう場合は人事配置上の妙味も發揮しなければいけぬと思ふ。東京、大阪だけが指定職ときめてかからないほうがむしろいいのじゃないかと私は思ひます。

私、この機会にこの法案に関連する問題を一つ、二つ取り上げてみたいのですが、せっかくさつき指摘した問題でもありますが、電波監理行政にまず及んでみたいと思ひますが、大臣、電波法について改正意見をお持ちであるのですか。

○廣瀬國務大臣 電波法とあわせて放送法を一緒に改正すべきであるか、すべからざるかという問題のようであります。御承知のように、昭和四十一年であつたかと思ひますが、第五十一国会のときから電波法と放送法の改正を郵政省は国会に提案をいたしましたわけでございますけれども、そのときは国会の御審議が済まなくて、結局流産してしまつたわけでございます。自來、郵政省といたしましては、この両方の改正の法律案を国会に提出するといふことはずつと懸案になつておりましたけれども、したがつて、国会のたびごとに提出予定の法律案には考へてまいつたのでござい

ますけれども、実は今度の第六十八回国会におきまして、そのような意圖を持つて調査研究を進めてまいりましたけれども、この両方とも御承知のようになかなかむずかしい内容を持つておりますわけでございます。どうせ出しますならば、今度こそは国会を通過するようになりつぱな法律案を出さなくちゃならぬといふことで努力を続けておりますわけでございますが、まだ残念ながらこのしの国会も成案を得ないまま提出ができなかつたわけでございます。

そこで、ただいま御指摘の電波法についてどういふ改正の点があるかといふお尋ねでございますが、これについてはいろいろ検討して、いろいろ問題があるかと思ひますけれども、たとへて申しますれば、たとえばチャンネルプランと申しますか、周波数の配分あるいは使用といふようなことにつきます、これは行政措置でやっておるわけ

でございますけれども、こういうような波の免許について基本的とも考えられる大きな問題、これを何ら法的根拠がなくて行なうということには、いろいろ考えさせられる点があるわけでございます。そういうチャンネルプランを法定する必要があるんじゃないかといふような気もいたしております。またさらに、免許いたします場合の免許基準でございますが、これもいろいろ内規はできております。一応の基準はできておるわけでございますけれども、これまた法定をしていないわけ

でございます。その免許の基準の重要な点だけでも少なくとも法定をする必要があるんじゃないかといふように考へておるわけでございます。その他いろいろございまして、たとえばこういうようなことについて法定をする必要があるんじゃないかと思つております。

○受田委員 わかりました。私、昭和二十四年だつたと思ひますけれども、電気通信委員会電波法、放送法、電波監理委員会法といふわゆる電波三法が通過するときに、橋本登美三郎さんが与党、野党は私が理事で、この法案を扱つて成立せしめた思い出があるわけですが、その点、非常に感慨の深い法案でありますので、自來二十三年たつてゐるのですが、この電波法と放送法の改正という問題に触れることになる、非常な関心があるわけですが。

そこで私、電波法の基礎に基づいて電波の割り当てをする、すなわち免許をする場合に、国の電波を使うことを免許するわけですから、その使う電波というものは公共性を十分尊重して、いやしくもこれは私物と心得て不心得に使うことがあつてはならぬと思ひます。つまり、天下の公器、それを国家が電波法で免許するわけですが、割り当てをするわけですが、その波は、テレビであらうとその他ラジオであらうと同様でございますが、天下の公器である電波を割り当てしてもらった放送事業者といふものは、NHKはもう純粋な公共放送であるが、民間放送の場合はやはり私

益を考えていくということとかく重点が置かれがちになる。

そこで、民間放送は、うんとかせいで、利益をうんとあげて、職員の待遇もよくし配当もよくする。あわせて付帯事業などもやって、最近是不動産業、土地売買業などもやったりして、ちよつと天下の公器を国家から割り当ててももらった会社としては、いささか本業を逸脱する方向へいく傾向があると思うのでございますが、これは、電波の再免許を三年目に一ぺんするといふときに、その再免許をするかどうかを考へるという程度で行政監督でなくして、もつと高度の国家の立場が考えられるような方向で監督をする必要があるのではないかと申すのです。民間放送会社は、いまこれが繁榮してゐることは非常にいいことであつて、最初の放送法のときには三十五条と六条に民間放送の規定がたつた二カ所しかなかったのだけれども、その後一章が設けられるところへ来たほど繁榮してゐるのです。民間放送事業が繁榮することは非常に嬉しい。嬉しいと同時に、この民間放送事業者といふものは、本来の目的をできるだけ尊重して、国民のためになりつぱな放送を行ない、そしてその得た利益は最も有効にこれが使われる方向へといふことを私は考へるべきだと思ふのですが、郵政大臣として廣瀬先生、十分御検討されておると申すのです。

民間放送事業者の経営の実態等も、収支報告等を受けておられる郵政省としても、調子のいいのもあれば、悪いものもある。悪いものがあれば指導していかなければならぬ。いいのがあれば、またよい運営をしていくといふのが私は郵政省の仕事だと思ふのですが、免許官庁としての郵政大臣の御見解をただしたいと思ふます。

○廣瀬国務大臣 放送事業をやっております者は、それがたとへ一般の民間の放送事業者でありまして、電波そのものが、ただいま御指摘のように、まさに公共的な国民全体の共有のものであり、言つても差しつかえない性質のものでありますから、それで、さつき申し上げました電波法、放送

法改正の問題にいたしましたも、ただいまお尋ねが電波法についてでございましたから、放送法のことにについては申し上げなかつたのでございますけれども、放送法の場合におきまして、NHKは国民があまねく見えたり聞こえたりするような放送をしなければならない、そういう施設をしなければならない、民間についてはそういう規定がないのでございます。これは私は、いかにも、公共性を持った放送をやっておりますそれが民間業者でありまして、そういう立場から申しましてどうかと思ふのでございまして、そこで私は、やはり放送法の改正にあたりましては、民間の業者に対しまして、この普及義務があるといふことをうたひたい必要があるといふことを考へておりますけれども、これもまた検討課題でございすけれども、私自身は先ほどのような見解を持っておりますわけでございます。

そこで、お尋ねの民放の問題でございすが、これはたてまえといたしましては自由企業でございす。しかも土地に密着した事業でありますわけでございますけれども、いまの法規のたてまえから申しまして、他の兼業をやつてはならないといふような取り締まり規則はないのでございすけれども、その放送事業者が、放送の内容、つまり番組でございすとか、あるいは難視聴地区の解消でありますとか、そういう事業の内容を改善、向上させるといふことを第一義に置きまして、兼業をするにいたしまして、土地に密着した、その土地の福祉増進のための事業であるといふことを、たとへ自由企業でございすしても忘れるところなく、ただいま御指摘のように、利益があつたならば、どんな事業をやつておりましたも放送第一主義で、放送の内容あるいは設備というものを改善していくといふようなことに最大の努力をするといふことが、放送事業者の最も大きな課題であり使命ではないか、このように私は考へておるわけでございます。

○受田委員 この問題は、電波監理局長、ひとつ

御一緒に御答弁願つてけつこうなんです。民間放送事業者が、その放送の公共性、中立性といふものを十分前提としてやつてゐるという前提のもとに、私たちはいまの民間放送事業者の繁榮を期待してゐるわけなんです。だから、これが国の電波を使うことによつて予想外の利益を得て、職員の優遇についても、株主の配当についても、また聴取者に対するサービスにおいても十分ゆとりのあるところまで来た場合には、ある一定の限度以上の収益を得るに至つた場合には、それ以上の利益は、これは国家に還元するといふ意味の電波使用料といふものを取り上げて、性格としては不当な制度ではないと私は思つてゐます。民間放送事業者が努力を怠つて、会社の経営をおろそかにするやうなことにいふても、これはまた問題であつて、せつかく天下の公器を利用する点において事を欠くやうな経営の失敗といふことは、これはまた郵政省としても、天下の公器を利用する業者の繁榮をはかるやうな適当な指導をすべきであつて、一ぺん免許したらもうおかまいなしといふやうなかつたころでは、私は許されないと申すので

す。これは行政官庁としては、民間放送事業者が健全な発展をする。そのやり方がまずくて、聴取者に迷惑をかけるといふやうな会社をつくつてもいけない。また、一定限度以上になつてきた場合には、それはある限界線をもつて、収益が非常にあがるやうになつたならば、経営努力に対する功績は功績として認めながら、一方で電波使用料を取る。これは監理局長、長い伝統等から見て、行政事務当局としてはどう思ふかを、先にあなたからお答へ願ひます。

○藤本政府委員 お答え申し上げます。私も事務当局といたしましては、先ほど大臣から御答弁申し上げましたように、現在の法体系におきましては、ある程度利益があつたとしても、それをたとへば、配当を制限するとか、あるいは傍系の会社に出資を制限するといふやうなことは適当ではないと思つております。しかし、先ほど大臣も申し上げましたように、やは

り民放としての公共性といふものをあくまでも認識していただきまして、ますます番組の向上につとめる。あるいはまた、地方におきまされいむゆる中継局をつくりまして難視聴を解消していくといふことを、私どもは日ごろ常に指導してゐるわけでございます。その方向で努力してもらいたいといふことは常に申し上げてゐるという状態でございます。

電波使用料のことにつきましては、もしそういうことにするとしますと、これは当然また法律の改正といふことになると思ひます。私どもとしても、まだ実はそこまではしていいかどうかといふ点につきましては結論を得ていないわけでございますが、先生のおっしゃることも十分理解できてゐるわけでございますので、先ほど大臣も申し上げました、次の放送法、電波法改正のときに十分に考へさせていただきたいといふふうに思ひます。

○受田委員 廣瀬先生、もう放送事業者は一割二分とか一割五分とかが配当の常識になつてきておる。これは非常な経営努力といふものを、私、高く評価せねばいかぬと思ふ。と同時に、国の電波を一応ただで使用してゐるのです。国は電波使用料をいま取つてない。それによつてこうして利益を得るに至つたわけですから、そういう経営努力に対する報酬は当然のことながら、ある限度以上になつて、一割五分以上の配当をし、さらに副業もどんどんやつていくといふやうなところへいけば、これはもう民間の野放しの営利目的とはとんど変わらないやうになつてくるのです。そういう時点になれば、電波使用料といふものを何らかの形で取つていい段階になる。つまり、ある限界を越えた場合は、国家の公器を無料で使わしていただいたお返しを国家にするといふことは、私は当然のことだと思ふのです。それは大臣もひとつ十分検討しておかれて、しかるべくやつていただきたい。私の主張は、筋としては通ると大臣さつと思はれると思ふ。いま局長自身も、検討すべき問題として考へると言はれたわけなんですけれども、審議会のようなものがあるわけで、法改正の

ときにそういう問題もどうすべきかを十分検討すべきだと思います。

あなたにあまり不要な発言をさして、電波使用料を取るべきだということでは新聞にでも書かれて、あなたが民間業者からひどい目にあつてこれらと云ふことになると思ふが、私自身も、民間放送業者を大いに育成強化する方面の立場を持つてゐる人間だから、私が申し上げてゐるのは、そういう一定の限度以上に来た場合の制度というものは、これはやろうと思ふ法律をもつてやれるということなんです。とにかくだで電波を使つてあつておるのですから、これはきつめて明白なんです。

○廣瀬國務大臣 放送業者やあるいは放送事業に非常に御精通の受田先生の御意見として、非常に有力な、また傾聴すべき御見解だと私も存じ上げておられます。放送法、電波法の改正の検討にあたりまして、そういうような御意見がときどき出るものでございまして、ただいま電波監理局長からお答えしたとおり、態度で考えてまいりたいと思つておられます。

○受田委員 もう一つ、FM放送、超短波放送の免許というものは一体どうなつておるのか。これはもちろん電波法の規定に基づく周波数の割り当て計画というものはある。それで何やら八項目やらの基準をおきめになつておられるようですが、そういうものに照らし合つてこのFM放送の免許というものを考へていられるという段階で、現に東京には東京FMというのがある。これは近ごろだいふ黒字になつたようですから、大いに繁榮してゐるわけではなからぬわけですが、その他、地方におけるFMのこれからの免許というものは、やはり地方では、音楽放送、音声放送などといつて、なかなか喜ばれておるわけだ。混信もないし、アメリカなどはいふん数多くFM放送局があるわけなんです。日本の場合には、地方におけるFM放送局というものを一体どういふふうによつていられるのか。周波数割り当て計画と

いうようなものが可能であるところから、割り当てがされる今後の一つのスケジュールとして、新局を免許する計画がどういふふうで考へられてゐるのか。これは大臣、非常に勉強家でいらつてゐるのでおわかりと思ふ。ちよつとあなたからお聞きしたい。

○廣瀬國務大臣 FMにつきましても、まだいろいろ問題が残されておると私は考へておる。たゞせば放送大学の問題が一つございまして、これもなるべく早く実施しなければならぬという段階になつておる。この放送大学にFM放送を使わなければならぬ、それを保留しておかなければならぬという問題が一つございまして、それから中波の混信防止というふうなこともございまして、FMに切りかえなければならぬといふような方針も一応ありますけれども、そのためにはFMが必要であるということになるわけでございます。

さらに、御指摘のように、一般の割り当てにつきましても、御承知のように、ただいま音楽放送というふうなことで四つしか免許いたしておりません。東京、大阪、名古屋、福岡でございまして、どういふわけでも四つだけでとめておるかといふことについて、私はいささか疑念を持つておられます。郵政大臣がこんな疑念を持つちやちよつとおかしいと思ひますけれども、こういう電波といふのは、なるべく国民が喜んで使ひ、そして喜んでその福祉を受けるというふうなことに利用されてこそ、初めて値打ちが出るわけでございます。四つだけでとめておるということとは、どうも私は理由が不可解でございます。もう少し広く全国的にFMの放送ができるように、それから、音楽をやつても差しつかへございせんけれども、ひとつFMの免許を進めていこうじゃないかといふことで、いま具体的な案を電波監理局で立案をいたしておるわけでございます。おれ

○受田委員 こうしてFMのチャンネルプランといふものが実行に移されて、国民全体に楽しい音声によるしあわせが得られるように、大臣在任中にやられるといふことですから、ぜひ在任中にやられますね。もう一度伺ひたい。いつが期限か。まだ相当残つてゐると思ひます。

○廣瀬國務大臣 もう余命幾ばくもございせんけれども、私、この問題には非常に関心を持ち熱意を持つて奮勵いたしております。在任中に免許の実施は、あるいは間に合わないかもしれせんけれども、計画だけは立てるやうに十分監勵いたしておりますから……。

○受田委員 私、もう一つ、大臣、電波の問題で、VからUに移行する十カ年計画を宣言された小林元郵政大臣の計画は、その実行の上には金がかかり、なかなか途中で骨が折れることもあるんだという発言をされたといふことではあります。しかし、Uへ移行するといふことにおいては自分としては間違ひない、小林元大臣と同じだ。しかし、その途中で金がかかり、また現実にオールチャネルの受像機その他が普及してゐない。コンバーターなどをつけたたりするのがある。今のまだ普及しないという懸念もあるが、しかし、現実にUへの移行は、地方のローカル局においても、すでに八〇%も九〇%も行つてゐるという段階です。だからU受像といふものは、現実に国民の大半がオールチャネルといふかっこうと同じやうな形になつておる。これは局長御存じのとおりです。そういう段階ですから、需要者の側から見ると、経費負担といふのは要らなくなつてゐます。だから今度は放送の事業者の経費の問題だけになつてくる。そういう意味では、大臣としては、Uへの移行について、放送事業者の負担の点だけの配慮かどうか。ちよつと骨の折れる話をされたことは、どういふところに原因があるのか。一言願つておきたいと思ひます。

いづゆる移動無線に使うわけでございますが、VHFの確保をしなければならぬという立場で、いまテレビで使つておられますVHFをUHFに切りかえるという十年計画を立ててゐるわけでございます。それに基づきまして、NHKに東京と大阪でUの実験放送をやらせておられますことは御承知のとおりでございます。それから、Uの放送局があらちからにできまして、この関係で、受信者の側は、ただいまお話しのように、だいぶ受信機の設備が進んでまいつておるのだと思ひます。しかし、全国的に申しますと、まだまだ十分受信者の側で、そのような機械なり設備が充満してゐる、一ぱいになつたといふ状態ではないと思ひますけれども、だいぶ進んでまいつておることは事実でございます。

しかし、いまあなたがお話しのように、放送いたしました送信者の側のほうにも一つの大きな問題があるわけでございます。この切りかえに相当多額の経費を必要とする。NHKについて申しますと、約九百億であります。それから民放で申しますと、全国で約七百億といふやうな多額の金を必要とするという状態でございまして、それでこれはいわば一種の国の責任であります。国がそのやうなことを免許して放送をやつてもらつておるわけでございますから、それで、免許の切りかえの時間があるとはいひながら、やはりそうしたことについては国がある程度配慮をすべきだ、かやうに考へておられます。

そうだと云ふことになりまして、十年のうちにVからUに切りかえるといふその方針、これは変更はいたしておりません。その方針を堅持してまいらなければならないが、ただ具体的な実施についてはもう少し何か案を立てなければならぬ、計画性を持たなければならぬ、といふこと、これはまた私の在任中にぜひ、VからUに切りかえる日程と申しますか、こゝろいふやうな方針で切りかえをやるんだという、主として資金的な面でございますけれども、そういう面について計画をはつきり充實させまして、実施できるやうな方

向に持つていこう、こういうことでたまたま努力中でございます。

○愛田委員 大臣、非常に御熱心であることを私、喜ぶものです。残りが幾ばくもないという話がございましたが、大臣はまた次の内閣にもお残りになる可能性がないということもないわけですか。ひとつ、あなたのような熱心な閣僚がおられることは非常にいいことだと思っておりますので、御健闘願いたいと思います。

ついでには、あともう時間がありません。外務大臣がおいでになるまで五分か六分の間に一本質問というのに切りかえます。ぱっぱと尋ねまして、ぱっぱとお答え願うというところで、問題の幾つかを取り上げてみたいのです。

私、今度は郵便法関係の問題に触れてみたいのですが、郵便はがきです。郵便切手は、郵政大臣が料額その他を印刷した証票の発行が自由にできるといふ権限が郵便法に認められておいて、記念切手といふものは非常に数多く出しておられる。しかし、郵便はがきのほうの記念というのは、お年玉つきの年賀はがきと、それから暑中見舞いはがきと、たまに緑化とか国体とかいうときに発行する程度です。もつとはがきのほうにもデザインをつくって、変化のある特殊の記念はがきを発行されていい、こう思います。これが一つ。

一々お答えを願うよりもかためてお尋ねいたします。

昭和四十一年、私、五年がかりで提案してついに実が結んだ思い出の法律改正があります。書き損じたり印刷をしくじった郵便はがきを交換できるというのを郵便法の第十九条の四に入れていた。私は五年がかりで、これは私の責任でやった提案でありますだけに、私にはほんとうに感無量な五年がかりの実りある法案であつたわけですから、その後、最初に二円で交換しておつたのが、引き続いてまだ二円でとどめてもらつておるといふのはありがたいと思うのです。これは郵政審議会の答申よりもっといい措置をしてもらつてゐるわけがあります。非常にありがたい。

い。これはどのくらい交換者がおるか、数字を示してもらいたい。そして今後ともこういういい制度はしっかりやつてもらいたい。

それからもう一つ、今度の新しい制度の第四種郵便物に、答弁は局長でけっこうですけれども、盲人の点字用等の印刷物は無料で送付できるようになつておるが、身体障害者のグループで発行する文集のようなものをせめて半額くらいでやる。それは一応の基準を適当にきめてやるべきである。これも前から私からも提唱してある。本会議でも御質問申し上げたことがある。つまり、身障者その他の特殊な、国家がお手伝いせねばならぬ立場の方々が、自分たちのさびしい心を託して発行する文集などは、全廃ができなければせめて半額で郵送できるような減免措置をとってもらいたい。身体障害者で「はばたき」とかいう文集を発行している人もある。私の郷里に河野雅子さんという全身ほとんど動かない人がいるが、彼女が足でペンを書いて文集を発行している。涙ぐましい生きる努力をしている。それが全国に発行する文集に、郵税が非常に高くなつてやりきれませんと訴えておられます。こういう発行者が不幸な人であつて、筋がはつきりしているというときには、国家がその不幸を埋める意味の郵税の半減というような措置を思い切つてとるべきではないか。こういう問題をひとつぜひ取り上げてもらいたい。

以上、お答え願いたい。最後の面で大臣の御決意を承ればなおいいです。

○濱田木政府委員 ただいまのまず第一点、記念はがきをもつと発行すべきではないかというお尋ねでございます。ただいま先生御指摘のとおり、ある時期においてはいろいろやつておりますが、記念切手等と比べるとその発行枚数は少ないのですが、実は市販で、グリーンティンキングカードとか、非常にアイディアに富んだ、いわゆるはがきとして使用できるものが相当出ておりますので、われわれがそういう部門にまで出ていくことについていささかちゅうちょしているというのが実情でございます。たとえば国民体育大会、こういったた

きには題材もはつきりしておりますし、画材もはつきりしておりますので、そういうところにはいままでも発行しておりますし、今後も発行したいと思つております。そのほか、季節のものについては暑中見舞いをやつておりますが、あの辺が限度ではないか、と言つておつたところ、役人の引込み思案かもしれないが、しかし、せっかく先生の御提言でもございまして、いろいろそのほうの専門家の先生も私のほうの郵政審議会におられますので、そういう先生にも少し聞いてみたいと思つております。

それから第二点のはがきの交換制度でございますが、まさに先生おっしゃられましたとおり、四十一年にこの制度が開始されたわけでございます。これは実は普通局と集配特定局だけの件数でございますが、四十一年当時は一千七百万枚程度であつたものが、四十五年では二千七百万枚というふうになり、やはりこの制度の利用が非常に活発になつております。四十一年から実施して四十五年まででございますが、全体では九千五百三十八万六千枚というふうな活用状況になつております。

それから第三番目の、身体障害者の文集等に対して、料金面で、あるいは何かの種別体系の面で優遇の道はないかという話でございます。前にこれにちよつと類したものがございまして、そのときは現行制度の中でいろいろの手を講ずることによつて三種料金にうまく当てはめた例はございまして、しかし、新しい種別体系をつくり新しい料金体系をつくるということになりますとかなり大きな作業ということになります。せつかく先生の御提言でもありますので、少し研究させていただきますというふうに思ひます。

○廣瀬国務大臣 三点目の御質問につきまして、身障者の料金の問題でございますが、郵政省の郵便関係の経営も必ずしも策ではございませぬけれども、より高次の御所見だと考えましたわけでございます。ひとつ真剣に検討してみたい、こういうふうに考えております。

○愛田委員 ちよつと十五分になりましたから約

束の時間が過ぎましたが、それでは外務大臣が来られるまであと一分ほど……。

私、郵政省にお尋ねしたいことは、これに書き上げてあるのです。時間制限があるからまた別の機会に伺いたいことがあるのですが、郵政省という役所は大衆サービス官庁で、アメリカなどでは一番りっぱな役所です。そしてそこへ勤める職員も非常に希望を持ってやるといふ、国民に一番喜ばれる役所になつておる。厚生省と郵政省は国民に一番喜ばれる。料金をあまり上げると喜ばれませんけれども、普通は喜ばれるのです。そこで郵便年金といふものは一体どうなつてきたのか。いまごく少数のものがそのまま制度として残つていくということでございますが、簡易保険郵便年金福祉事業団といふものがあつて、郵便年金がその事業団にはちゃんと入つておるが、いま郵便年金がどのくらい利用者があつたのか。簡易保険郵便年金福祉事業団法という法律ができておる。役所がある。郵便年金制度の現状をちよつとお尋ねしてみたいと思ひます。

○廣瀬国務大臣 現状の数字的な問題につきましてはあとで関係局長から答弁させていただきますが、郵便年金は、普通の社会保障制度がどんどん拡充、整備されてまいりました。利用者が増加して、整備されてまいりました。事業が非常に縮小し出しているわけでございます。そこで、将来この郵便年金をどうしていくかということについては、いろいろ検討中でございます。まだ結論はついていませんけれども、なかなか末細りで将来さびしい感じがいたしておるわけでありまして、十分検討いたしまして将来の対策を講じたい、どうするかというのをきめたい、このように思つております。

それから、冒頭におつしやつていただきました、郵政事業が庶民の仕事である、これは郵便にいたしまして、簡易保険にいたしまして、あるいは郵便年金にいたしまして、まさにそのとおりだと思つております。したがつて私は、こういうところで働かせていただいておりますことを非常に

誇りとしております。全従業員三十二万おりますけれども、これも全く同じような気持ちで働かなければならない。しかも、将来だんだん社会が情報化していくという方向につきまして、郵政省の任務もますます重大さを加えていくということ、大いに誇りを持ちますとともに、職責の重大さに思いをいたしまして仕事をいたさなければならぬ、こういうような信念をもってやっております。

○受田委員 どうも御苦勞さまで。大臣はけっこうです。あと、数字がわかれば、ひとつお願いします。現在、郵便年金加入者が一年でどのくらいあるのですか。

○東城説明員 四十六年十二月末現在で保有契約が二十三万四千件。それで現在、新規契約の積極的な募集を停止しております。四十五年、六年、いずれも新規契約は十件程度でございます。實際上停止しておるといことになるわけであり

○坂村委員長代理 次に、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。受田新吉君。

○受田委員 私、外務省の關係の二つの法案、毎年当委員会が審議されてくるわけですが、今回の法改正に直接關係する質問のほうはあと回しにして、關連する重要問題のほうを先にお尋ねしたいと思ひます。

アメリカ局長、連日御苦勞でございますが、当委員会でも、また外務委員会でも、しばしば論議されている交換公文による事前協議の問題は、どうも私、氣にかかつてしうがない。それは、もう三日たないうちに沖繩が祖國へ歸つてこられる。あの方々が日本人としてほんとうの姿になつていただくという歴史的な瞬間が目前に迫つてい

るのですが、そのときに、安保条約に伴う岸・ハーター交換公文というこの事前協議事項というもの、一体ほんとうに実効があるのかないのか。アメリカ自身が見たら、極東におけるアメリカの最も高度の戰闘作戦行動の基準をこれに議論してもらふことは、あまりうれしくない私は思ひます。

そういう意味から言つて、過去において一回も事前協議の対象になつたことがないというこの現実を思ふと、事前協議を含むあの交換公文というものは実効があるのかないのか、もうこのあたりでこれを考え直すべきときが来ておるのじゃないかという基本問題に觸れて、ひとつきようお尋ねしてみたいと思ひます。實際、アメリカ自身が、戰闘作戦行動の最も高度の秘密に属する問題を日本へ御相談があると思ひますか。どうでしょう。

○吉野政府委員 御承知のとおり、事前協議制度と申しますのは、われわれといたしましては、日本側といたしましては、あくまでも日本の安全にかかわる事項については、わが國の意向に反した行動をとらないように制約をするということがこの事前協議制度のできた根本的な趣旨だと思ひます。したがつて、日本の安全に直接關係するものなことにつきましては、これは単に形式的にアメリカ側がわがほうに、事前協議として、この三項目に書いてある事項につきまして、事前にわが國に意向を尋ねるというだけではなくて、わが國といたしましては、當然これらの事項については、わが國として独自の立場でわが國の意向を定めるというのがわれわれの立場だと思ひます。したがつて、そのような事項は、実はいままで安保条約ができて以来十二年になりましたが、その間におきまして實際に起きなかつたわけでございます。万一起る場合には、もちろんアメリカ側はわが國に対してこれについて相談してくる、こういうことになりま

○受田委員 實際に効果のないようなかつこう、実効があがらないようなかつこうで十年ばかり続

いてきたわけですね。實際にアメリカ自身から見たら、戰闘作戦行動というものは軍の最高の機密である。そういうものを事実問題としてどういふ形で日本へ御相談があるか。彼ら自身がやると思ひますか。どうですか。

○吉野政府委員 先ほど御説明したとおり、このような事項は、日本の安全に緊密に關連する事項であり、現に、たとへばこの中に書いてあります日本國への軍隊の配備といふことを考えましても、實は、日本側と密接に協議をしなければ、アメリカ自身としてもこれが行ない得ないといふのが實際でございます。たとえば一個師団以上の兵隊を日本に新たに持つてくるということになりますと、基地にしろ、あるいは宿舎にしろ、結局日本政府が協力しなければこれは行ない得ない。また、日本國の基地から行なわれる直接的な戰闘作戦行動といふものも、これが行なわれま

○受田委員 私が非常に心配しているのは、現実にアメリカから相談をするようなかつこうにならない。特に作戦行動のために日本の基地から飛び立つていくような場合に、アメリカが事前に相談して、いかにも秘密といふことでなくさらけ出した話し合いをするようなかつこうには、私は現実に問題としてならぬと思ひます。そこで、これはむしろ交換公文の一種の中へ入れるといふような形のものできかつとしたほうが筋が通るのではないかと。双方の申し合はせで、日本がイエスとかノーとか、ちよつと日本側でも困るといふようなかつこうでなくて、条約にきまつたうたつて讀むめをびしつとしておくほうがいいでなくていい

と思ひますが、この点を条約局長として、齒どめは、むしろ交換公文のようないまいなものではなくて、きちつと条約にうたつ、あるいは協定でうたつ。祖國へ沖繩が返つてくるような段階では、むしろ事前協議といふような、ちよつとどうなるかわからないようなかつこうのものではなくて、齒どめがきまつとする形のものに切りかえ、そういう交渉といふものはできないものでございまいしょうか。

○吉野政府委員 御存じのとおり、この事前協議に關する交換公文といふものは、安保条約そのものと一体をなしております。一体として国会の承認も得ておるわけでございます。したがつて、この形式が書簡であるかどうかといふことは、この効力そのものについては何ら疑ひないわけでございます。

なお、安保条約の第六條は、日本國の安全に寄与し、並びに極東における國際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆國の軍隊が日本國において施設及び区域を使用することができ、こ

○受田委員 交換公文の生れた根拠もわかりません。それから当時の行きがかりも、私は当時条約案を審査したときの責任者で、よくわかるのですが、あれから十二年もたつて一向に実効があがっていない。つまり一回の発動もしていない。しかしながら現実に、懸念されるような行動が、疑わしきものが、予備的な行動といふようなものが、適當なところまで出かけて、そしてその途中から戰闘作戦行動に移つておるといふようなことが行なわれておるといふような形のもの、いかにも巧みに事前協議制を逆に悪用してると私は思われるのです。だから、このあたりで事前協議を洗

い直す、繰ざらいうという御方針のようでございますが、その繰ざらいう繰ざらいうの準備をしておられるわけですね。

○吉野政府委員 この点につきましては、すでに外務大臣からたびたび御答弁がありましたとおおり、われわれとしてはいまいわけ繰ざらいうの準備作業を進めております。

○受田委員 繰ざらいうをしなければならぬ段階において、むしろこれは条約の中にそのことを、交換公文の内容をもつと整理して書き込む、あるいは協定に切りかえる。これは両国の話し合いで当然できることなんでしょうから、そういうところにきちんと歯どめをつくるという形も一方法として考えられる。いかがでしょう。

○吉野政府委員 これは政府の最高方針の問題だと思ひますが、技術的に申し上げますと、結局それは安全保障条約そのものを改定するということになるわけでございますから、そのようなことは技術的にも非常に困難なことだとわれわれは見るわけでありまして。

○受田委員 外交交渉のことですから、条約はそのままにして交換公文というような形のものでなくして、双方の新しい協定を、つまりこれを嚴重にするという協定であるならば、それは現在よりも、むしろ条約の緊張度というものを、日本側から見たら、日本側に非常に安心できる形に切りかえられるわけでございますから、国民もこれに共鳴する者が多いと思ひます。つまり、不用意な、どうなるかわからぬ、あいまいもことしたような交換公文のような形のものでなくして、もう一步前進させるという形は、そうむずかしい話し合いでなくて、日本政府が本気でやろうと思ひば、これは簡単にすぐ実行に移されるのではないですか。つまり、事前協議制を繰ざらいうという段階で、あくまでその事前協議制そのものを交換公文のような形のものよりも、もっと進んだ、きちんとした形の一緒に検討するといふような形なら非常に筋が通ると思ひます。

大臣のお考えになつておるのは、ただ単に、双方の話し合いの中で事前協議の内容をもつとききつとしようという、現状をもとにしたものというところであつて、一步前進した、双方のかたい約束の、一言にして言えば協定のごときものへは考えが及んでいないといふことではないでしょうか。

○吉野政府委員 この点は、万一、岸・ハーター書簡というものを改定するとか、あるいは安保条約の規定自身を、先生の御指摘のような趣旨でもっと書き直す、こういうことになりまして、これは先ほども申し上げましたとおり、わが国においては、もちろん国会を通して新たな協定として承認を得なければならぬということもございまして、またアメリカ側においても同様な手続が必要だろつと思ひます。ということは、これは現状におきましてはほとんど不可能に近い仕事ではないかと考えております。

○受田委員 アメリカ局長はこれよりも外交上の儀礼のほうにお立ちになるようでございますが、大事な問題ですから一応この機会に、あなたがおられるところであわせてお尋ねを申し上げます。三つの問題があるわけですが、その中で一番問題になってくるのは戦闘作戦行動の規定のところですね。それが私は問題になると思ひます。そこは軍の最高の機密に關する戦闘作戦行動であるといふこと、これはきわめて明白ですね。そのことが、日本に事実問題として相談をされるという形が、実際はもうそのときに、やる気なないやおうなしにやりますよという危険はないか。これは局長、十分おわかりだと思ひます。

○吉野政府委員 この点につきましては、先ほど御説明したとおり、そういう事態であるならば、まずまずもつて、日本国民の、あるいは日本政府の意向を聞かなければ、アメリカは単独でできないんじゃないか。すなわち、日本の国の基地を使つて直接戦闘作戦行動をするといふことは、場合によつては日本に一緒に戦つてもらわなければいかぬ、こういうことを意味するわけでございます。

すから、そのような事態においてアメリカがかつてに日本の基地を使つてやりだしたといふようなことになれば、アメリカ自身が、日本の基地を十分に日本の国民の支持を得て使えない、こういうことになるわけでございますから、こういうことになる事態であればこそ、アメリカはまずまずもつて前もつて日本の同意を得なければならぬ、こういうことになるだろつと思ひます。

○受田委員 そのことを絶対にさせないような形をその形の上でつくらなければならぬ。それをいふような事前協議で片づけることにするから、あちらの軍の最高作戦機密が結局は暗々のうちにけなされる危険がある。それをさせないための明文、文章としてきちんと一札とること。これは議論が平行になるかもしれませんが、これが条約を新しくつくり直さなければならぬといふような問題に発展するといふので、現実になかなか困難だ、その一語に尽きるといふことで、この問題は議論を進めるわけにはいかない、こう了解してよろしうございませうか。

○吉野政府委員 この協定を変更することは技術的に非常に困難なことであるといふことは先ほど申し上げたとおりでございますが、なお事前協議は、御存じのとおり、わが国の立場としては、イエスもありノーもあり、したがつて、わが国の安全に直接關係がないことにつきましてはわが国はあくまでもノーと言ふという態度を堅持しておる限りは、その点についての歯どめは十分あるだろつとわれわれは考えておる次第でございます。

○受田委員 もう一つは、大臣も懸念されておることではあると思ひますけれども、いろいろ論議が繰り返されていくことで、外交上も平行線をたどつていく問題ですので、これは、日本の立場はこうなつていくといふことをもう一度はつきり宣言していただければそれでいいわけですが、私も、私は、いまの段階、沖繩が三日たないうちに返つてくるわけですが、これが日本へいま返つてくるという段階の中に、尖閣列島の国際的な問題がからみついていくといふことは非常に残念で

あると思ひますが、大臣はいかがでしょう。

○福田国務大臣 尖閣列島は、沿革的に見まして、わが国の領土として施政権が今度返つてくる、その南西諸島の中に明確に入る。これについては、おそらく受田さんにおかれましては、一点の疑義がないところだろつ、こういうふうに確信をいたします。ただ、お話のように、現実の問題とすると、特に中華民国、国民政府におきましてその領有権を主張しておるわけでございますが、このことは残念であります、わが国においては、どこまでもこの領有権については、一点の疑義もなくわが国にあり、こういうことで諸般の措置を進めるといふ以外に道はない、こういうふうに確信をいたしております。

○受田委員 あそこ、赤いしっぽと黄色のしっぽと書いた島が二つほど今度台帳に載つて、返還後、米軍の射撃場として残るわけですね。そうなる、われわれの主張としては、あそこは日本国の領有である。私もそれを強く信じておる。そうなければならぬ、これは大臣と全く同じです。ところが、中国にしても、台湾にしても、いろいろと難くせをつけておるといふやっかいな島である。こういう問題にぶつかると、これは外務大臣、非常に頭を痛める問題だと思ひます。したがつて、お互いの国の主張は主張として、われわれはこの尖閣列島が、歴史的に見ても、また現実の問題としても、日本古来の領土であることを十分知つておる。しかし、また一方で、国連の委員会において、これはおれの国の領土であつて、こういうものの領有を主張するなどといふことははなはだけしからぬことだといふ国があるわけですね。これはやっかいなことですね。やっかいなまま日本に持つてこられるのです。

このときに、これは私としては非常に残念なことなんでしょうけれども、射撃場にそれをそのまま残すという形をせめて——残した形でもいいけれども、現実には射撃場を実行しないでおくといふ形をとる。今度日本に返つてきたならば、ある意味で、国際紛争が解決する、こうした領有権の問題

が処理される間は、一応われわれの領土権の主張——竹島と似たような問題ですが、こういうわれわれの主張とあわせて向こうの主張もあるというやっかいな島の扱いについて、きちんと割り切つてやるがよいか、あるいは、ある期間において、実際の使用について考えるという形をとるがよいかという問題も、現実には考えておくべきであつて、われわれの主張と異なる見解のある問題の紛争の解決の手段としてどうやったらいいかというのについて、これはどこかで議論がありましかたか。

○福田国務大臣 ないです。

○受田委員 全然ない——私自身は、赤いのと黄色いのが戻つてきておるものですから、それが一覽表の中にちゃんと出てくると、今度日本に戻つてきた段階になると、やっかいな問題になつてくるという感じ、いよいよ戻つてくる段階になつて、よいけい気にかかり始めたのですけれどもね。この問題は、非常にデリケートな外交問題を含むやっかいな問題であるだけに、私自身もこれはくたびれる問題だと思つておる。だが、外務大臣としては、そういう問題は、返つてきて射撃場として使用されるものも、これを変更するわけにいかないというところでおそらくやつておられることだと思ひますが、そういう二つの島が尖閣列島にあるという問題に非常な疑義を持つておる国民の層が相当量にあるといふことは、大臣はひとつ確認しておいてもらなければいけません。どうですか。

○福田国務大臣 私の尊敬する受田さんのお話でございしますが、私はそれは同調できません。もし尖閣列島について、国内的に見てこれが疑義がある、こういう問題であれば、それは受田さんのようなお話もうなすける。ところが、われわれとしてこれは一点の疑義も持たないのです。ただ難くせをつける国があるというだけの話であります。もしそういう状態下において、われわれがわれわれの領土というふうな確信を持つておるその島についての処置、これについて何か遠慮をする、そ

ういうようなことをしなければならぬ、こういうことになつたら、あるいは沖縄は全部おれの国の領土であるという主張があれば、それもわれわれはまた遠慮しなければならぬか、こういうことにもつながつてくるわけですね。私はそういうことにも思ひます。やっぱりこれは、どこか難くせをつける国から見ても、あるいはわが国から見ても、論争の理由があるといふのであれば、私はそれはおつしやるような配慮もしなければならぬかとも思ひます。しかし、われわれの考えは、これは特殊のごく一部の人の意見で、尖閣列島は中国のものであるといふ説をなす人がある。これは承知しております。これはごくわずかです。これはもう全國民が、尖閣列島はわが国の領土である、こういうふうな認識しておる。これは私はそういうふうな思ひます。そういう尖閣列島に對しまして、その処置を遠慮しなければならぬ、これは私はどうかと思ひます。私も私どもは私どもの所信に従つて、堂々とこの島に對する諸施策を進めてよろしい、すべきだ、こういうふうな考へております。

○受田委員 次の最も有力な総理大臣の候補でいらつしやる福田先生のことですから、別にあまりむずかしく考へられなくていいことなんです。これは私たちが、航空識別の問題等も、これは当然問題にされたことなんですけれども、日本の領土であることはきわめて明白なんです。しかし射撃場にするといふのが問題なわけなんです。だから、遠慮するといふ意味でなくして、われわれの領土であることを明白にしながら、國境の路線の近い領土においては、わざわざそうした施設を設けなくてもよいといふ意味で、われわれは領土権の主張と射撃場の設置といふものを分離して考へなければいけない、そういう意味で私は申し上げた。

つまり、その場合、向こうが言うから遠慮といふのではなくして、領土権は強く主張するが、國境の周辺の地区といふものはできるだけそうした軍事的な色彩のものからなくしていくことが平和外交の基礎であるといふ意味で私が取り上げてい

るので、遠慮の意味で言うわけじゃないのです。そのことをよく分離して考へていただいて、領土権の主張と、そして平和外交といふ意味からは、どうか國境周辺のあそこまでわざわざ行かなくても、射撃場は別のところでもた得られるところがあるならば、そこもまた住民の反対があるかもしれないが、射撃場としてせつかく返つてくる尖閣列島をわざわざ取り残さなくてもいいんじゃないかという問題でございします。大臣としては、それは必ず残すのだ、これはそのまゝアメリカの射撃場を認めるのだ、その約束を必ず実行しなくちゃならない、いまさら変更できぬというお気持ちを承つたものですから、その方針はき然たる態度として、一応外務大臣の考へはわかりました。わかりました。私の考へは、そういう意味で、領土権の主張は堂々と私はやつておりますから、尖閣列島はわが国の領土ですから、それと同時に、いま申し上げたような理由で遠慮してはどうかという意味なのです。

○福田国務大臣 いま重ねてお話を承りまして、受田さんの話よくわかりました。これは領土権の問題とは別の問題だが、地理的に台湾に近い、あるいは大陸に近い、そういうようなことで米軍基地の配置として再検討の余地がある、こういうお話であると思ひます。そういうお話でありますれば、私は御趣旨のほどはよくわかります。なお、御趣旨の点は十分頭に置いて今後この問題の取り組みの重要な参考資料にいたしたい、かように存じます。竹島だといふいろいろなことを言われるものですが、つい受田さんともあろう人が、何か所有権に疑義でも差しはさんだかのごとくちよつと感ぜまして、私はびびりいたしましたのでお答え申し上げた次第でございします。

○受田委員 アメリカ局長けつこうです。いまから大臣に別の問題で伺いたい。國連負担金の問題、これは大臣にお答えできるでしょう。私、國連本部へもたびたび行つてみまして、國連の負担金の割合はアメリカが三分の一近いものを負担して、その他大ぜいが三分の二、こういう

基準になつてゐるのですが、世界の平和をほんとうに確立するためには、國連の負担金を喜んで受けるという風潮が起らなければならぬと思ひます。日本もその意味では、比較的負担額が高い國家として指折りの中に入つてくるところまで来ておるわけですが、現実に負担金といふものは支払ひをしない國家等もあつて、事務局長からいろいろ注文をつけておるような現状ですが、日本は國連の負担金について、各國が國連をりっぱに育てる意味の擁護策としては、そうした國々みんなで負担はりっぱに実行しようよ、こういう話はおしておるわけなんです。國連外交として。

○福田国務大臣 國連は、私どもは、世界は一つといふ高い人類の目標に向かつての一つの道程であるといふふうな考へまして、非常にこの存在を重要視いたしておるわけでございます。したがつて、わが國は忠実に國連負担金の分担に應じておる。ところが、いまお話がおりますように、いわゆる超大國といふものの中に、國連負担金の負担に應じない、そういう國がある。私も私どもは非常にこれを遺憾としておるわけなんです。

わが國といひますと、國連負担金は、進んでその正當なる受け持ち分を完全に履行するという姿勢をとつており、他國もわが國にならつてほしいという立場にあるわけでございます。最近どうも國連財政といふのが非常に窮乏しているのです。実は何億ドルといふような資金不足の状態だといふふうな伝へられておりました。國連事務當局は、いま非常に苦しい立場に立つておるといふふうな聞いておる。そこで、わが國に對しまして、さらに拠出を増額するように要請がおりますが、私どもはこの機会に、國連の拠出に應ずるはよろしい、應ずるはよろしいが、強大な國家で國連に加入しながらその負担に應じないといふ國に、その責任をどうするんだといふことをまず突きとめる必要がある、こういうふうな思ひます。そういう方向で対処する。そういう國々がほんとうに反省するといふことでありますれば、わが國は國力もつてきたのですから、さらに進ん

で積極的に国連の財政強化——いま強化どころじゃない、非常な窮乏でありまして、火の車のような状態であると聞いておりますが、せっかく努力をいたしてみたい、こういうふうな考えを持っておるわけです。

○受田委員 私、国連外交中心の平和国際社会をつくらうというのが党の方針でありますので、特に国連には深い関心を寄せているわけですが、ところが、その負担金まで出さないで、しかも国連に注文だけつけるような国があるというその現実、一体どこに原因があるのか、私はどうも理解に苦しむわけです。国連をほんとうに守ろうとするのか。あるいは負担割合が不公平であるというのか。ちよつとこれは大臣で申しわけないことですから、これ以上お尋ねすることを避けたいと思うのですが、国連外交の基礎のどこかに大きなひびが入っているというのを、私、嘆かざるを得ない。この点、日本国の責任者としては、少なくとも国連をむしろ大事にする国家として、外務大臣は勇敢に、この国連を擁護しようとするわれわれに対して、国連を粗末に考えようとするそういう動きを抑えつけるだけの平和主義を徹底的に関係諸国に呼びかける。ぜひあなたやっていただきたいと思ひます。

そこで、今度具体的な問題として、法案に直接関係する問題に触れていきます。

外交上の拠点として、それぞれの国に大使館があり、総領事館があり、また領事その他を置いておられるわけですが、今回の法改正の中で新しくつくられる大使館を置く国家の専任大使と兼任大使を明確にしたい。

○鹿取政府委員 今度の設置法でお願いしております新設公館につきましては、いずれも兼任の大使館を予定しておるわけでございますが、ブータン、モンゴル、トンガ、ナウル、西サモア、フィジー、アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、パレチン及び赤道ギニアの諸国につきましては兼轄の大使館を設置するという方針でございます。それからダッカ総領事館の地位を変更しまして、

総領事館からこれをバングラデシュ大使館にする予定でございますけれども、それにつきましては、将来、大使の定員の範囲内におきまして専任の大使を送ることも考えているわけでございます。

○受田委員 ところが兼任であれば向こうも兼任ですか。

○鹿取政府委員 いま最後に申し上げましたバングラデシュ以外につきましては、大部分まだ日本に大使を送っていない国でございます。最後のバングラデシュにつきましてはすでに代理大使が駐在しております。

○受田委員 私、一応モンゴルを例にとります。が、私自身も六年前にモンゴルを訪問しておるし、昨年はツェレンツォドルというアジア担当の局長がこへ来られて、外務省は大臣も会ってくれないうつてさびしうおられたから、私は一晩お夕食を一緒にして励ましてあげた。そして福田外務大臣に会えないまま帰られた。私は羽田の飛行場まで送って、タラップに乗るまで見送りをしたけれども、外務省のお役人はだれ一人見送る人もいない、こういう姿を、私、現実に体験したわけです。

これは問題の国として、台湾との関係などを考慮されたと思うし、中国問題もやこしいときだったと思うけれども、私ツェレンツォドルさんとお夕食を一緒にしたのですが、私は全権を委任されてきておる、大使の交換をいつでもやっつていこうという約束をとっておるんだという話であったのですけれども、せつかく向こうがそこまで積極的になり込んでくれるようなときに、なぜ日本の外交には、これを大きな手を広げてアジアの友邦として抱き締めるほどの雅量がなかったのか。私は、その後において、大使交換が急速にソ連のモスクワにおいて進められてきたことを非常に喜ぶのでありますが、その過程において、福田先生にもっと深い友邦への愛情を持って御苦労を

していただきたかった。大臣のところまでだれからも申し出がなかったのですか。これは私、何と

かして御連絡したいと思つて、帰られる日の朝でも思つてえらく意気込んだのですが、ついに目的を果たせなかったが、今度モンゴル大使館を新設するという外務省の法案を拝見したときに、外交上の配慮というものはなかなかむずかしいというのが現実だということを感じるのですが、もつとすかつたやれないものかと思ふのです。これは当時、福田先生自身も聞いておられなかったのか。あるいは、会いたがっているのは聞いたけれども、なかなかやこしかったんだということであるのか。

○福田外務大臣 いづごろのお話でありますか。

○受田委員 昨年の秋であります。

○福田外務大臣 ちよつと昨年の八月ごろでございまして、わが国からモンゴル派遣特使団が参りまして、そのときの歓迎されぶりはいへんなものでした。向こうでは、その特使団は、これはおそろく大使の交換の話を待っているんだらうというふうに期待しておりました。その話を待ち出したわけなんです。ところが、こちらではそこまで考えておらなかったもので、非常に失望を与えた状況がありまして、このうりうり帰つてからの特使団の報告でございまして、

当時、わが国はなぜモンゴルに対して大使交換に踏み切らなかったかと申しますと、実はかつてモンゴルがわが国に対して賠償問題を持ち出す空気があったことがあるのです。それで、大使交換というところのことがまた持ち出されるのではあるまいかというふうな見通しを持っておりました。おそろくおそろくというふうな態度であつたかと思ふのであります。ところが、この特使団が行つたあと若干の接触がモスクワにおいて行なわれまして、その接触の過程から見ますと、賠償金の支払というふうなことは一切言わない、ただ単に大使を交換するということにいたしました。急遽大使交換、国交開始に踏み切つたというので、急遽大使交換、その間の過程は日本・モンゴルは少しも悪い

状態じゃなかったのです。私は全然その十月の時点でモンゴルから来訪者があつたというふうな話は聞いておりませんが、何かの手違いがあつたんじゃないか、そういうふうに存じます。

○受田委員 私が会つたのは十一月十一日、午後六時から八時まで夕食をともにしたのです。モンゴルのツェレンツォドルというアジア担当の局長です。私がモンゴルを訪問したときも、最も有力なルブサン第一副首相とのツェレンツォドル・アジア局長とが、日本との関係でノモンハン事件等に対する賠償などというものは触れない。この間の話でも、そのようなことに触れるのでなく、大使を交換するんで来たのだが、大臣が会つてくれない、という訴えでございまして、大臣がいま、そのことをお聞きになっておられ、私の言つても届いておられぬところを見ると、やはり外務省の課長クラスは、非常に外交問題に気を配つて大臣まで進達しなかつたものと思ひます。会つたのが十一月十一日、帰られたのが十一月十四日。

○鹿取政府委員 モンゴルとの関係につきましては、さきに黙示の承認ということの段階がありましたが、いまおつしやつた去年の間から外交関係の設定を目的として接触を開始いたしましたので、それが成立いたしましたのがこゝしに入つて二月でございまして、ここで外交関係が設定されたので、この法案で大使館の設置をお願いしているわけでございます。この法律が通りまして大使交換ができますと、これで外交関係が完全に設定されて、外務大臣にも相手の代表にお会いいただくというふうな段階になるわけでございますけれども、先生御指摘の去年の十一月の段階では、外務大臣にお会いしたくないという国際慣例にもなつておりましたので、外務省の事務当局で接待いたしまして、会つて話をしたわけでございます。見送りのときにだれかいなかったかということとは、これから調べないかわからないわけでございますが、そういう経緯であつたことを御報告申し上げます。

○受田委員 私、その見送りのときに外務省のだけれか、あまり地位のある人ではない人が送って
おったんじゃないかと思うのです、二人ほど。し
かし、どなたか外務省の方かもしれないけれど
も、それはあまりにもまじいお帰りだったで
す。私は中まで入って、飛行機の飛び立つとき
で見たわけですが、せめて公式の問題でなく
ても、あちらの大使を交換する権限を与えられ
きた局長です。あの局長がこちらで話をつけて
よいという権限を持っておったのは御存じで
すか。

○鹿取政府委員 そういうことでございます。

○受田委員 そうした権限を持って来た外交官が
さびしく帰るというところは、私、大國日本とし
ては少し気の毒であると思う。現にモンゴルに六
百数十名のみたま、なくなった方々の墓ができて
おる。それを守ってくれておるといふふうな誠実
な國家がそのように粗末にされておるといふこと
は、私、非常に耐えがたいものを感じたわけ
です。この点、大臣のところまで通知しなかつた
いうことでございますから、あなたをいま責める
のはちょっとお気の毒なことではございますので、
よします。けれども外交の中には、こうした外交
上の心づかいがいかに大事なことであるかを、私
しみじみ感じた一幕であつたことを御理解願いた
い。

次に、今回の法案に關係して移住の問題を
ちょっと承っておきたいと思うのですが、一時、数
千名行かれたものが、最近においては毎年六百名
から七百名しか海外に移住してない。現に海外
には百三十五万の日系人が活躍しているにかかわ
らず、後に続く者は一年に六百八十八人しかお
らない。この現実を、外務省は十分検討していただ
かなければならぬものだと思います。日本人のよ
さ、優秀さというものは、海外で十分認識されて
おると思う。

大臣御存じと思うが、ハワイからの四人の上院
議員のうちで、三人はこの日系人。御存じでし
ょう。そして現にブラジルに三人の国会議員がお

り、國務大臣もおる。そしてロスアンゼルス郊外
のガデナという町では、日系人が市長を二期連続
やっておる。こういう日本人の勤勉さと優秀さと
いうもの。この間パラグアイの大統領がこちらに
来られた。あのパラグアイにはわがほうから約七
千名ほど行っているんですけれども、日系人の中
から士官学校のトップ卒業生が出て、この間ここ
に来た大統領は、私はドイツ系だが、やがて日系
人の大統領がきつとパラグアイで生まれなければ
ならないと言つて、大いに日本にあこがれておつ
たのを大臣ご存じですね。

私、三年前にアメリカを訪問したときにも、ア
ナポリスというワシントン郊外の海軍兵学校の首
席卒業生は、ハワイ生まれの二世タナカという人
です。ちょうど佐藤先生も御一緒でした。われわ
れが軍だけを取り上げるのは適當でないかもしれ
ぬが、アメリカの海軍兵学校で、トップが少数の
日系人の子供たちだなんというところは、はなはだ
愉快ですよ。それほど日系人は優秀で勤勉で信頼
が高まっている。海外の移住地において非常に信
頼を高めている。

これらの日系人にさらに勇氣を与えるための移
住者に対する財政的な援助、あちらに対する教育
の援助、日本語を中心とした日本人教育、日系人
の教育というふうなものも含めた、移住者に対す
るあたたい心づかいをもつとものと積極的に外
務大臣としてお進めいただきたい。

この間、海外日系人大会が砂防会館で行なわれ
まして、海外から約五百の代表者が大会には参
加された。異口同音に伝えてくれましたことは、
日本の外務省に対して、これらの地区に対しての
いわば文化センターをつくってくれ、日本語の教
師をどんどん送ってくれ、そして母国日本を忘れ
させないための祖國への愛情をどうかわれわれの
それぞれが國々の移住者に与えてくれという、ほ
んと胸の迫る訴えを、私、聞いたんです。プ
ラジルを中心の七十万、北米を中心の五十万、そ
の他の地区に十五万、合せて百三十五万の海外
における日系人を、ひとつこのあたりで外務省で

も、予算をとることがまずいといわれた外務省で
すが、幸い大蔵大臣の経験を持ってもらえる福田
先生が御在任中に、ぜひひとつ海外日系人に希望
を与えて、移住地において、日系人であることに
誇りを持って、これらの中から日系人の大統領も
出るような、そういう時代を迎えるために、外務
省として移住者に対する思い切った愛情のある施
策をとることをお願い申し上げたいと思つていま
す。○福田國務大臣 まことに御説のとおりだと思
います。いま、もう数よりは質ということがよくい
ろいろな問題についていわれますが、この移住問
題につきましても、今日のわが國の人口状態から
見ますと、もうそうたくさんの人を海外に送り出
すという余力もないわけでありました。したがいま
して、移住政策というものは根本的に考え直さな
ければならぬ。考え直す方向は、私はすでに移住
した人をつつばな日系人として育て上げるという
方向への転換だ、こういうふうな理解をするわけ
であります。そういう方向でいろいろのことを考
えていかなければならぬ。海外移住事業団という
ものがありますが、これなんかはこういう転換前
の機構です。これのあり方についても再検討の必
要がある。それからまた、外務省における移住政
策、それもただいま申し上げたような転換をしな
ければならない、こういうふうな考えです。

何せいたしましても、ただいまお話があります
ように、海外に出ていく日系人、これは各地で非
常に尊敬をされている。私は、日系人がおります
地域の方々に聞くんですが、異口同音に、生活程
度も中あるいは中よりは多少の程度までみんな
来ておると言う。それから教育水準も、各地とも
わが日本人は他の系統の方々に比べて非常にいい
傾向を示しておる。また誠実で勤勉だ、これもま
た定評のあるところでありました。ですから私は、
これらの在外日系人を何とかして援護してやる、
これはひとつ大きな國の方向としてやってやっ
たらどうだろう、こういうふうに思つて。受田さ
んは、そういう方面で非常に御造詣の深い方でご
ざいますので、どうか、それではどうすれば援護

になるかというふうなことにつきまわしていろいろ
お考えもあらうかと思つて、御協力を願いま
して、そのような施策をぜひ雄大に進めていき
たい、こういうふうな考えです。

○受田委員 福田外務大臣は、これらの人々に対
して直接激励のことばをおくられるほど熱意を
持っておられることを、私、非常にうれしく思
いました。新しく移住者を思い切つて大量に送ると
いう時代でなくて、技術者を中心とした少数の人
材を、優秀なものを送る、こういう方針一応わか
ります。けれどもまた一方では、新しく永住して向
こうで日系人として骨を埋め、子孫を向こうに残
すというふうな、そういう勢力を全然なくしては
いけないわけなんです。この計画もやはり海外移
住事業団、海外技術協力事業団等も一緒になつ
て、技術協力と移住事業と表裏一体となつて、今
後ともこれを真剣に考えていくべきだと思つて
います。私、特にいまあなたのおっしゃつた、移住し
て現実にあちらで苦勞されておる皆さんのしあ
わせのために力強いお話をした。ハワイなども、移
住者の人たちが、文化センターをつくつてもら
たい、各地でそういう声が出ておるわけですが、
それはやはり母國である日本の責任である、これ
が一つ。

それから日本語の教育をぜひ残してもらいた
い。日本から優秀な教師を送つてもらいたい。こ
れは文部教官としてでもいいし、地方教官として
でもいいけれども、現職として勤続ができるよう
に、待遇が続くように、國際機關に勤務する職員
の処遇に關する法律が数年前にできております
が、そういうものとは別に、学校の教師を、やめ
ていくんじやなくて、身分を残しその勤続を長く
ようなかっとうでやる。そういう海外における日
本語教育のよい人材を送ること。

もう一つ、海外における日本の勤務者の多い地
域に日本語の学校をつくる。海外で学校教育法の
該當学校という形のものがあるに法律的に認め
られることになっておりますが、そういうものを
をますますふやして、在外日本人学校といったも

のをできるだけ世界の多くの地区に設置する。

いま申し上げた三つの問題を、有力な外務大臣がおられる機会に、私、特に要望しておきたいと思ひます。

○福田国務大臣 たいへんけっこうなお話ですが、私も、私どももできる限りの力を注いでいきたい。つまり、少数精鋭の移民、またすでに移住している人々の援護措置、側面援助、そういうための諸施策、いま具体的に三つの問題をあげられたわけですが、十分ひとつ検討してみることにはいたします。

○受田委員 これらの在外日系人の皆さんが、それぞれ地区で活躍する中で、日本へ帰って新しい日本の力を持つてまた向こうへ行こうという動きが今度の海外日系人大会などになっておられるわけです。

同時に福田大臣は、昨年両陛下の随伴としてヨーロッパを旅行されてきたわけですが、移住者の多い地区、アメリカ、ハワイ、特にハワイ、それからブラジル、こういうところでは両陛下の訪問を非常に希望しておられるわけです。あなた御存じのとおりです。日系人が両陛下に対する敬愛をささげている点においては、私は非常なものがあろうと思うのです。むしろ母国におられる人よりは、海外におられる人の方が母国へ寄せる情というものが大きい。新しい三世、四世には問題があつても、これらの人も、日本の、母国の両陛下がいらっしゃるとなれば、若いなりに興味を感じる人もおられると思ひます。これは大臣、外交上の御苦勞をされただけに、これらの日系人の多い国々へも両陛下にお越しいただきたいなときとお考えになつておると私は思ふのです。それは、外交交渉とか、あるいは国々のバランスの問題など御苦勞の向きがあらうと思ひますが、日系人の多い国家へ両陛下に御旅行を願うということを次の段階では考えていただくべきではなからうかと思ひます。これは外務大臣として、野党の私がこういう考えを持つて、十分含んだ上で、いかがですか、御努力を。

○福田国務大臣 たいへん大事なお話を承らしていただきました。十分それらの点も今後の問題点といたしまして検討いたします。これはただことばの上でなくて、ほんとうに検討いたします。

○受田委員 次は、もう時間をかけないでお尋ねする問題ですが、私、当委員会ではしばしば歴代の外務大臣に要望しておつて、そしてそれがなお実現せぬ問題であるのです。いま、大使は現在では幾らになり、今度で何人になるか。認証官たる大使の数を示していただきたい。

○鹿取政府委員 大使館は実館、兼館でございますけれども、実館のところに大使は行つておられるわけでございます。その大使館に行つておられる大使が八十七名。それから政府代表部が四つございまして、けれども、それにも大使を派遣しております。さらに国連本部には二人の大使がおりますので、四のほかに一を加えますと九十二名でございます。

○受田委員 大使は九十二名、これは全部認証官である。そのほかに認証官たる公使がある。そこで外務大臣、外務省には認証官が多過ぎてほかの役所から非常に嫉妬されておられるわけです。そこで認証官をなるべく遠慮しようとしておられるようですけれども、外国が認証官たる大使を要請するといふので、小さい国も大使ということになつてくる。外務省としては、その意味においては非常にいい条件のもとにあつて、外務省に勤務する職員は、大半がエリートコースを歩む皆さんは大使、認証官になれる。こういう役所で、一番しあわせな役所に見える。しかし、今回の事件などを見ると、なかなかしあわせでもない役所のようにも見えるわけですね。大使がこれだけおられる役所で、この中に専門のキャリアの大使、それからノンキャリアの大使、こういうものが一体どういう形になつておるか。これは事務当局で数字はおわかりだと思ひます。

○鹿取政府委員 いまここに正確な数字は持ち合せておりませんが、現におります大使九十二名のうちで、いわゆるノンキャリア出身の大使は数名でございます。

○受田委員 しかも、そのノンキャリアは外務省からのノンキャリアということでは、部外から来た大使といふものは現状でどうですか。

○鹿取政府委員 部外から来た大使はおりません。

○受田委員 大臣、部外から来た大使がいまない。一時、戦後、那須大使がインドで大いに名声をふるつたこともあるわけですが、また一度退職した大使、政治家や外交官が重ねて老後御活躍をされたようなことが数多く出てきたわけですが、そういう意味で、このあたりでひとつ部外から外交手腕を十分発揮できる人を選んで、特に国連大使などというものは、その意味では、福田先生たちが、外交官でない、かつて福島大使が行つたようなことが、何か新鮮さを持つ外交官人事といふものをおやりになつていかうか。私は、日本の外交の中に御苦勞されたキャリア出身の大使、ノンキャリア出身の大使、そのほかに一般国民の中から外交官として優秀な人材を何人か抜選する。また女性の大使等も一人、二人ぐらい選んでいくとかいうような、どこかに新鮮さのあふれる外交布陣といふものを福田先生にやつていただきたかつた。そうすると、どこかに、新しさというだけなくして、何かの期待が持てる日本の外交といふものが考えられると思ひます。それは、外務省の部内などで大臣の言うことを聞かぬ人がおらぬ実力者外務大臣が出たようなときに、すかつとやつていただきたい。御在任中にそういう人事が可能がないかどうか。どうですか。

私は、歴代の外務大臣にこのことを要望し続けてきたけれども、何とかするといふことでしたけれども、一向に目の目を見ていない。今度モンゴルなどへは、モンゴルに造詣の深い人材が、私の知つておられる人々でも何人かいます。そういう人々の中で大使を選んでいくような形のものもどうか。そういう感じがするわけでございますが、大臣、英断をふるう時期に来ているのじゃないでしょうか。新設の大使館に対する大使の任命を、兼摂を含めて何とかお考えのほどをお願いしたい。

い。

○福田国務大臣 私も外交布陣、これはフレックスなものであるべきだ、こういうふうな考えで、いろいろ思ひめぐらしておるわけでありまして、いま受田さんからおつしやるような部外者からの起用、こういう問題、これも適当な人材があるといふようなことであれば、これもまたそういう意味においての一案である、こういうふうな考えますので、私自身としてもなおよく考えてみることにいたします。

○受田委員 これで質問を終わります。あとの事務的な在勤表その他の事務当局が御準備されたほうは、きょうは質問をやめます。どうも御苦勞さへです。

○坂村委員長代理 次回は、来たる十六日、午前十時理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十一分散会